

平成24年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成24年12月12日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

○出席議員（12名）

1番	森田義昭君	2番	今村好市君
3番	荒井英世君	4番	川野辺達也君
5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん
11番	荻野美友君	12番	野中嘉之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木実君
総務課長	田口茂君
企画財政課長	中里重義君
戸籍税務課長	長谷川健一君
環境水道課長	鈴木渡君
福祉課長	永井政由君
健康介護課長	小嶋栄君
産業振興課長	山口秀雄君
都市建設課長	小野田国雄君
会計管理者	荒井利和君
教育委員会 事務局長	根岸一仁君
農業委員会 事務局長	山口秀雄君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小野田吉一
庶務議事係長	伊藤泰年

行政安全係長兼
議事事務局書記

根 岸 光 男

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

○一般質問

○議長(野中嘉之君) 本日の会議は一般質問です。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、青木秀夫君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[9番(青木秀夫君)登壇]

○9番(青木秀夫君) おはようございます。もう今年もあと幾日かで終わりですが、本当に日がたつのは早いとつくづく感じております。衆議院選挙ももう終盤戦で、マスメディアの予測では、結果を待たずに何か6年連続で総理大臣の交代も確実な情勢ですね。本来ならこの少子高齢化を見据えて、増税と社会保障のカットという痛みが争点となるべき選挙戦のはずなのではと思うのですが、どの政党も相も変わらず、目先の勝敗にこだわって、耳ざわりのよい主張、訴えだけがにぎわっておるようです。この選挙後、選挙公約が問われて来年の今ごろは7年連続で総理大臣の交代となっていなければいいなと心配しているところです。

どの政党、誰が政権を担当しても、少子高齢化の経済社会にあっては、デフレギャップの拡大は予測できても、デフレギャップを解消する策は見当たらないと思うのです。デフレからの脱却を力強く訴えている安倍元総理、責任を問われるのではないかと心配です。限りない人間の欲望を満足させるマジックは見当たらないと思うのです。ましてや、縮小均衡型の消費経済社会にあってはなおさらのことだと思うのです。不満は膨張するだけではないかと考えております。

そういう社会状況の中で、今の政治、経済、社会に満足ですか、不満ですかというマスコミによるたびたびの世論調査は、国民の欲求不満をあおる作業をしているだけかなと思っております。1年交代の総理大臣はマスコミがつくり出しているのではないかと感じております。栗原町長も再選され、今後の4年間は信任され保障されておるわけです。マスメディアの世論調査も影響を受けないと思いますので、いわゆる町民へのアンケート調査とか、審議会などの町民意見の尊重も大切ですが、既に信任済みなわけですから、強力なリーダーシップを持ってスピーディーな町政運営、特に合併とか、あるいは庁舎建設とかをスピーディーに推進していただきたいと思っておりますし、また期待しております。

このマスメディアの世論形成は本当に絶大だと思っております。特に選挙においては、結果を左右するほどの影響力を発揮しているのではないのでしょうか。小泉チルドレンとか、小沢ガールズだとか、そして今回の不発ぎみであるとはいえ、橋下ブームと、マスメディア、特にテレビの力に惑わされることが多いような気がしています。非現実的な夢物語、絵そらごとを見抜く目が求められているかなと思っております。

さて、教育長に伺いますけれども、次期総理が確実な安倍元総理、前々からですが、美しい国だとか、公教育の再生という発言をしております。安倍元総理の公教育の再生とは、何を念頭に置いての発言なのか、抽象的で非常にわかりにくいのですが、安倍元総理の公教育の再生とはどのようなことを念頭に置いている

と教育長は思っておるのでしょうか。また、教育界ではどのように受けとめているのかお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 安倍総裁から公教育に対する発言が出てきています。それで、もう片方では、維新の会の橋下さんの発言と、私個人的には非常に懸念する部分があります。というのは、政治が教育の中にかなり突っ込んできているという状況があるのかなと思います。そういう部分でいくと、公教育というのはあくまでも公教育でありますので、ぜひ政治が教育の中に介入することのないような形でやっていただければなと。そういう面で行きますと、安倍さんが向かう部分というのはどういう方向なのかというのは、はっきりした形では言えませんが、ちょっと心配だなという懸念を持っております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 安倍元総理が念頭に描いている公教育とは、これは私立の学校も含めているのか、それとも除外しての発言なのか、その辺は教育長、どのように受けとめていますか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） これはあくまでも公的なのというようなことで、私立はそんなに考えていないかなと、むしろあくまで公的な機関、そのほうが要するに日本全体を考えると非常に影響が出てくるというような意味でいくと、私立も入っているのかなと思いますが、中心は公立と考えております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 安倍元総理の念頭にある公教育再生とは、私立の学校を除いた公立学校だけを対象にしているのかなと私も感じているのですよね。よくあの方が述べている憲法改正とか、国防軍の創設とか、中央集権的なその戦前型の国家教育に何かノスタルジアというか、郷愁を感じているような方のように見受けるこの安倍元総理の真意は、今は悪いですが、形骸化しているとまで言われている骨だけ残っている教育委員会の骨まで抜いてしまって、解体、廃止をもくろんでいるというようにも受け取れるわけです。安倍元総理の教育委員会制度についての言及、先ほど教育長も心配だと言っておりますが、我々もそういう心配はしてまして、またその点についてはもうちょっと詳しく、どのように心配されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） こういうことかなと思います。余計な心配であってほしいなと思うのですが、権力が集中化されるというところ、例えば今の教育委員会制度も含めて町長、市長という点で行きますと、例えば警察は警察署がございます。それを例えばなくして町長の権限の中に入れる。選挙管理委員会というのは、行政と別個に委員会があります。教育委員会があるものと同じように委員会があって、それぞれのところでいろんな形で活躍しております。教育委員会もそうだと思うのですが、それを一元化していったときに、非常に危険性を伴うのかなという考え方をしております。そういう面で行きますと、私が懸念する部分というのは、そこを一本化していく。例えば維新の会の橋下さんが発言している内容ですと、要するに勝手に自

由に学校を選択できるような状況にしていくのだと、そうするとかなり一方的な、ある学校には集まって、ある学校は集まらなくなっていて、それは切り捨てればいいのかという捉え方しているのかなど。そうしていったときに、地域は何なのか。地域と学校とは何なのかというような問題も出てきます。その辺にかなり踏み込んだ発言をしているのかなと思います。そういう面で行くと、やはり学校というのは地域と一体となっているところではありますし、それを含めていいますと、要するに1つの権限を1人の人に集中していく、そういう部分の懸念があるという面での心配であると考えております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 昭和22年にこの教育委員会制度がスタートして、当時に比較すると現在は形骸化しているとか、空洞化していると言われていて、事実それもある程度当たっていると思うのですが、それでも現行法の範囲内で地方教育委員会としての役割、権限は使い方によっては幾らでも発揮できる余地はあるのかと思うのです。

そこで、この学校教育に限定して、代表的な役割とか権限を幾つかあれば教えてもらいたいのです。例えば具体的には教員の人事とか、あるいは教科書の選定とか、そういったものにだけ関してのその教育委員会の役割、地方教育委員会の役割、権限はどのように持っているのかお伺いしたいと思うのですが、その辺のところを教えてください。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） その辺は教育委員会と言うよりも、県、群馬県がありますね。群馬県、この辺ですと東部教育事務所を含めた教育委員会、県教委と町教委との連絡等を含め教育委員会は人事を担ってやっているということです。教育委員会が命令してどうのこうではなくて、そういう総合的な例えば県教委と町教委、町教委と町教委、市教委、そういう連携の中で人事はやっておりますし、また教科書が出てきましたが、教科書についても各先生方や、あと教育委員の委員長なども出てくるのですが、そういう中で審議して検討して決めていっているということでございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） それでは、この教育委員のその身分というか、所属といいますか、それについてお伺いしたいと思うのですが、教職員の給与は国と県が半分、折半で負担しているということのようでして、身分は県職員ということになっておるわけですね。その中で、市町村立学校の教職員は、県費負担教員という名称で区別されているようですね。この県費負担教員は、先ほど言われた県教育委員会と市町村教育委員関係の中で、どのような位置づけというか、身分の所属というのはどのようになっているのか、その辺のことを何かわかりやすく説明していただけますか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 町の先生方は、要するに採用は県です。県の採用で、県の職員ということですね。それで、指導監督は市町村教育委員会ということですね。そういうことになっております。要するに例えば町にいるその県職、先生方が何か不祥事等をやれば、要するに教育委員会が指導するというような形、要するにあくまで指導監督は町、それで身分は県職ということになっていると理解しております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そうしますと、教員に対する指導監督権とか、人事権と言ってもいいのでしょうか、も含めて市町村教育委員会に権限は属していると、県教育委員会は採用とか、そういうことだけをして、無償で県教委から町教委が言葉は悪いですが、借りていて。だから、この県費負担教員というのは、これは文字どおり県の負担ですから、市町村は県から無償で借りて、県は市町村へ無償で貸すという、この無償契約関係というような関係になっておるのですね、例えて言えばですよ。そうするとこれは一般的に無償契約というのは、無条件とか、無責任という関係にもなりがちですよ。だから、この教員の位置づけというか、この身分、県教委と市町村教育委員会の関係では、どのような県費負担教員の扱いになっているのか。お互いに何か条件をつけての無償契約なのか、それとも何らかの条件のついた無償契約なのか、その辺のことについては具体的に何かありますか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 非常に難しいのです。あくまでも無償契約とか何かではなくて、あくまで県職だということですね。県職で、それで町に所属しているということにすぎない。ただ、その教員の指導監督は任されているということではないですが、そういう形になります。だから、不祥事とか起きた場合には、当然処分は県です。県での処分という形になりますので、契約とか何かということではないので、要するにただ、県職だから当然板倉にいる人が太田へ行く。前橋へ行く。もうこれは自由にできるわけですし、契約とか何かではないということです。ただ、要するに指導とか、指導監督は例えば板倉町の教員であれば板倉町の教育委員会が直接やるということです。うまく説明できないのですがそういうところです。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） いや、無償契約というのは、例えて言えばの話ですよ。これは物ではないのだけれども、人の話でも、よく国から地方に人を派遣しているとか、そういうことをやられている場合がありますね。これは県が負担していて、その教職員を無償で借りているわけですから、無償契約なのです。一般に無償の場合は、厚意とか善意という感情が根底となっているので、有償と違って条件をつけたり、問題があっても問題にしにくいケースが多いはずですよ、一般の社会においても。まず結果として、ことわざにもあるように、「ただほど高いものはない」ということもあり得るわけです。よく起こり得るわけです、そういう現象が。板倉町教育委員会としては、県費負担教員を受け入れる際には、言葉は悪いですが、お仕着せに、一方的に無条件に受けさせられているのか。いや、無償であっても何らかの事前の要望とか、条件を出せるのか、その辺のことについてお伺いしたいのですけれども、何かそういうたとえ無償であっても、何かいろいろな条件、要望というのを提出するのか、その辺はどうなのでしょう。事前ですよ。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） これ先ほど申しましたように、まず先生方から希望が出ます。それに基づいてこの辺ですと東部教育事務所が取りまとめるのですが、そしてそれをまとめたものを中心にして、教育委員会同士とか、県とのやりとりとかという中で、それぞれ人事というのは行われます。そして、こちらもこういう年代、例えば40歳代が欲しいとか、若い人が欲しいとか、そういうやりとりがあります。当然個人の希望

と、それともう一つは教育委員会が要望する。この辺の年代の女性が欲しいとか、男性が欲しいとか、いろいろありますけれども、そういうやりとりが行われるということです。よろしいですか。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） いや、そこで私が今まで長々いろんな前置きみたいに聞いているのですけれども、問題聞きたいのは、県費負担教員を受け入れ後、不適格教員とか、あるいは問題教員が判明した場合、板倉町というか、地元の教育委員会としてはどのような権限に基づいて、どのような措置をできるのか、そこが一番聞きたいところなのですよ。

[何事か言う人あり]

○9番（青木秀夫君） だから、それにはどのような権限を持っているのか、お伺いしたいのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 何か青木さんが言わんとすることは、ちょっとこっちにもよくわからない部分はあったのです。仮に不祥事等が起きた場合、それは校長さんから教育委員会に上げていただく。それで、教育委員会はこちらは東部教育事務所、要するに県です。県のほうに報告するという形になります。そして、その決定については県からこうなりましたということで来ます。それに基づいてこちらが指導したり、もしくは直接いろんな指導を行うということでございます。いいですか。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） それは地方教育行政法の中に、校長が教育委員会に申し出て、市町村の教育委員会は県教委に内申、内申できるとかと書いてあるわけですね。何だかよくわかりませんよ。今聞くと、やはり最終権限は県教委が決定するのだ。ということは、ないということなのですよ。情報提供ぐらいな段階で、最終決定権は町の教育委員会にはないということなので、だから問題はそういう不適格教員がいるのがわかって、「ああ、いるよ」と通知するだけで、それを何ともしがたいということ、何ともしがたいというのは、いや、先ほど私が言った物に例えて悪いのですけれども、有償契約であれば、返品だとか、交換だとか、そういうのができやすいけれども、この無償契約という、非常にしにくいのではないかと、宛てがいぶちで、お仕着せで、来た者は受けなくてはならないと。そういう場合に特に小学校なんかの場合は、丸抱えですから、そういう問題教員に丸1年、場合によっては2年も受け持ってもらいと、子供たちの被害は大変なものですよ。大変不幸なことになるわけですよ。それでであっても、わかっている、町の教育委員会としてはそれを傍観しているしかないというのが実態かなと思って、よく言われているから、知っているでしょうけれども、もう我々もよく知っているのだから、知っている人に聞くのは変な話なのだけれども、そういう問題教員とか、不適格教員というのは、いろいろレベルはあっても、それはいるはずですよ。そういう人がいたときに、町教育委員会としては、ただ情報提供するだけで、何ら県が措置し、権限を発動しないと、そのまま時間を待つということなのかが実態なのか、その辺のところはどうなのですか。本当のところ。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） これにつきましては、不適格教員云々というのはありますけれども、そこは程度によります。きちっと校長さんから上がってきて、それを県につないで、状況によっては教育センターとい

うのがあります。そこで研修をやってもらったりというようなことと、もう一つは県と相談しながら、校内で、校長さんを初めとして校内でしっかりと研修を積ませる。そして、その成果を見る。そして報告する。また、状況によっては教育センターから指導主事を派遣していただいて、指導を例えば月に1回、週に1回状況はありますけれども、そういう形でやっていくということになります。

そして、今その人事の話が出ましたけれども、ではその先生を転勤云々が出てくるわけです。これは非常に難しい問題が出てきます。どこでも、極端に言ったら、どこの市町村でもそれぞれ抱えているわけです、はっきり言いますと。どこかが背負わなければならないという状況があります。それで、そういう状況の中で、本当にこの辺は苦しいところなのですが、それぞれどれだけ努力をし、我々が努力し、資質向上をするかということで、やはりそのそれぞれの先生によって、やり方、方法が違ってくると。ただ、今言ったその転勤等の問題についてはどこも同じものを抱えながら苦しんでいるという状況は現在あります。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 先ほどの教育長の答弁ですと、人事に関しても権限があるような、ないような、受け方とすると最終的にはないということになるのではないかなと思うのです。

そこで、教員の人事は別にしまして、例えば先ほどの教科書の選定だとか、あるいはこの授業時間割の編成権だとか、そういったようなものについては、町の教育委員会にそういう権限があるのか、それともそれは学校の校長にそういうのを任せているのか、その辺のことについては、ここに限ってお答えいただきたい。授業の時間割のこの編成権については、どのような権限を、裁量権を持っているのかお伺いしたいのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 学習指導要領に基づいて学校はやっております。そういうことで、教科書はこの地区ですと東部地区なのですが、決まった教科書を使います。時間割については、各学校でやれます。ただ、算数を何時間やる、これを何時間やるというのは、もうこれは決められたとおりでございまして、その週時程をどういう形で組むかは校長裁量です。学校裁量でやっておりますということです。ただ、中身、何時間、どの教科を何時間やる、これはもう学習指導要領に基づいてやるので、これはもうそれに従ってやっていくということでございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） ただいまの説明ですと、人事権も、あるいは教育の中心である授業の内容についても、地方教育委員会は権限がないと言っているに等しいわけです。ですから、空洞化、形骸化していると言われても仕方がないと思うのです。安倍元総理などは、形骸化しているその骨、骨だけでも、骨さえ取っ払ってしまおうという、解体、廃止を狙っているように感じるわけです。

我々の地方の議会もそうですが、無用論とか、不要論の声が広まっておるわけですが、議会も廃止となると、行政の暴走とか、腐敗とか、そういうのを招くことにもなるわけです。議会の存在自体が多少それをチェックするというチェック機能を果たしているのではないかと考えております。ですから、教育委員会も存在自体が文部省の国家支配というか、中央支配の一つの障害というか、防波堤になって、それなりの役割を果たしていると思うので、教育委員会の存続というのは、存在は必要なものだと私は思っておるわけ

ですよ。文科省と県教育委員会と地方教育委員会、3者の相互関係の中で、先ほど言われた地方教育行政法の法律の解釈、運用によっては、文科省の指示、命令に従うだけでなく、地方教育委員会の権限、裁量権も工夫すれば行使する余地はあるのだと思うのです。ただ、例外を除いてそういう権限を発揮していないのが現実なのはよくわかっています。そういう3者の関係の中で、授業時間が不足していると言われながらも、小学校で英語教育が今導入されて実施されているわけですね。どういう経緯で、どういう目的で導入されたのか。導入当時、地方の教育委員会としては、それに賛成であったのか、反対であったのか、もっとやわらかい言葉で言えば、受け入れに積極的であったのか、消極的であったのか、その辺については、当時の地方教育委員会の意向というか、体制はどんなだったのか、記憶した範囲でお聞かせください。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 私はそのときはこの職にいなかったのですが、それに受け入れるのに賛成なのかどうか、私自身もわからないのですけれども、恐らく国でやろうとすれば、当然やらざるを得ないということだと、簡単に言うともそういうことではないかなと思います。

外国語教育というのです、英語教育というのではなく。については、やはり国際化という中で文科省から出てきたのであろうと私自身は考えております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） それで、小学校の英語教育が、外国語教育でもいいですよ。実施されて2年目ですね。まだ評価も固まっていないと思うのですけれども、実施当初、児童も教師も双方にいろいろな問題、混乱を招いていたのではないかなと思うのです。学校現場の先生方は、小学校の英語教育についてどのような評価をされているのか。

それと、続けて教育長が個人的な見解も含めて結構ですよ。小学校の英語教育をどのように受けとめているのか、そしてまたどのように評価しているのかお伺いしたいと思うのです。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 1つは、現場の先生方の生の声を直接聞くことはないのですが、少なからず先生方も子供たちも楽しんでやっているということだと思います。小学校の英語については、英語力を高めるといっても、外国の人たちに会ったときに、私たち前にもお話ししましたがけれども、私たちは後ずさりした時代、もうそういうことではなくて、積極的にコミュニケーションを図っていくということ、そして外国の人たちと言葉も含め、ジェスチャーも含めて体験的なところで理解していくというそういう狙いがあると思います。そういう面でいきますと、ここ何年かもう新学習指導要領が始まる前から板倉町は取り組んでいまして、もうかなり授業も見ているのですが、子供たちが非常に楽しくやっているなど考えております。

そして、私の見解は、やはりこういう状況、国際、グローバル化した時代には必要なだろうなど。そして、私は英語力をつかせるべきではないですし、小学校だったら楽しんで、「ああ、英語というのはおもしろいや」という状況で、2年間ALTを含めた形で楽しさを、学ぶ楽しさ、英語というのはおもしろいやと思える子供たちが育てばいいのかなと思っております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 今言われましたように、国際化社会、グローバル社会という言葉が各方面で頻繁に使われ、英語教育の必要性は、時代の要請であるがごとく受けとめている方も多いようですが、果たしてそうなのでしょうかね。それは50年前に比べれば、国際社会で関係する人は、経済分野を中心に格段に増えているのは確かでしょう。しかし、その数字は日本人全体の中では1%から2%のまだごくわずかな数字だと思うのですよね。英語を使える人は最近一、二%よりもうちょっと数字上がっているかなとは思いますが、現実には英語のできる人でも社会で英語を使う仕事にありつけない人というのが相当いるそうですよね。ということは余り必要性がないのかなと思うのですけれども、そこでだからこの就職試験なんかにおいても、英語力よりも国語力が重視されていると。例えば板倉町で採用する公務員の採用試験においても、余り英語力なんて重視していないのではないのでしょうか。教員の採用試験だって、英語力なんて余り無関心な状況にあるのではないですか。

例えば今の外務省の高級官僚、昔は英語の試験があったのですよね。こんな国際化社会、グローバル社会といっても平成7年から英語の試験廃止になってしまったのですよ。あの高級官僚の試験ですよ。外国語専門職でとる人はもちろん外国語の試験ありますよ。そういう人たちの試験はなくなってしまったぐらいで、英語、英語と言っている割には、何かちぐはぐな現象も起こしておるわけなのです。だから、やはり何といっても英語、英語というのはほかに大きな何か作用があるのかなと思っておるわけです。

それで、学習能力が千差万別であることを知り抜いていたその教育長が、しかもそれ教育長は国語が専門の教育長ですから、その教育長が小学校の英語教育の必要性を説くのは非常に私不思議でならないのですよね、反対の論陣を張るのならわかるのですけれども。

それはそれとして、それで教育長は前の議会でも学力は完璧に落ちているよと、それは何だといえれば授業時間が減っているからだと言っている議事録も残っているわけです。授業時間不足の中で、この英語教育の実施によって、週1時間とはいえ、「いや、遊びなんだよ」と言って盛んに言うように聞こえるのですけれども、遊びなのだったらもったいないですよ、1時間だって。それを英語に当てているというのがいかんとも何か不思議でならないのですよ。それで、文科省のこの命令には従わなければいけないのでしょから、英語をやめるといふわけにいかないでしょうけれども、英語教育をやる前に、ほかにもっとしなければならぬ大切なことがあるのではないかなということ、私これからいろいろ質問していきたいと思うのです。断っておきますけれども、私は英語教育の反対論者ではないのですよ。私も勉強して使える言葉が使えるようになればいいなと思っているわけですよ。できるようになることを望んでいる一人です、ただ、それができないだけで。

私は、個人的には私の娘なども英語を勉強させるために、アメリカの大学へ行かせたぐらいですから、決してその英語教育に反対しているものではないのです。ただ、普通の小学生全員への英語教育については、英語の教育以前にもっと大事なことがあるのではないかなということを考えている一人なのです。もう小学校のこの英語教育導入に当たっては、専門家の間でも賛否両論があって、反対論が優勢の中で文科省の推進派の意向で強行に導入されたという説も出ておるわけですよ。少子化で市場が激減している教育産業の影もちらついているとも言われておるわけです。政官業癒着の結果ではないかという説もあるようです。極論ですが、「百害あって一利なし」なんて極論を展開している英語教育の専門家も結構いて、いろんな雑誌だとか、そういうのに載っておりますよね。それで、再確認ですけれども、文科省の方針は横に置いておいて、

教育委員会の統一見解も横に置いておいて、教育長個人の、個人という立場も難しいが、できるだけ私的な意見で結構ですから、英語教育についてどう思われているか、短くお願いします。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 私は個人的にはそんなに小学校でやることもないだろうなと思っています、簡単に言いますと。今まで中学から始まっているもので、ただ、国際化という部分でいくと、その遊びと言いましたけれども、なれさせると、外国を知ったりなんかする部分をなれさせる意味では、あってもいいかなというぐらいで、何ら中学からやっても構わないなと思いますし、会話ができれば英語力があると私自身は思っておりませんので、その辺は。私だってアメリカへ行けば恐らくすぐしゃべれるようになるだろうと思っています。だから、英会話能力と英語力というのは全然違うと私も認識しております。そんなに慌ててやる必要はないなというのが私の持論でございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 教育長も長い教員生活通して、人間の生まれつきの能力といいますか、そういう理解力というものは差があることを私らよりも大勢を見てきているわけですから、よく知っていると思うのです。そして、外国語を覚えるということは、一定の能力が必要であること、それもよく熟知しているはずですよ。やはり外国語を覚えるのには、1つに基礎能力、それと2つ目に根気、そして3つ目には必要性和、幾つかの条件が重ならないと難しいのではないかなと思うのですよね。そういう中で、必要性に迫られて、渋々でも、嫌々でも仕方なく生活のために使わざるを得なくなって、結果として英語を使っているという人が多いのが実情だと思うのです。「必要は発明の母」と言われるように、必要になれば、さっき教育長が言われたように、みんな使うようになれるのだと思うのですよ。普通の人には必要に迫られないと、外国語を覚えることは難しいのだと思うのです。

例えば小泉元総理だって、安倍元総理だって、学校を終わってから2年ほど行っているのですよ、アメリカとイギリスに。だけれども、全然英語できないらしいですよ。河野元自民党総裁ですか、あの方なんて3年行ったけれども、英語なんか全然できないと言っていますよ。やはり必要性がないからなのですよ。ただ、遊びに行っているだけだと覚えられないのですよね。ですから、物を覚えるということは、この必要性に迫られないとできないのだろうと。学校だってそうですよ。テストなければ勉強しないよね、教育長。必要性があって、尻に火がつけば、そういう状態になれば行動するのが人間なのだと思うのです。国際化時代にあっても、日本人が生活する上で必要不可欠なものは、英語ではなく、国語力、読み書きの国語力、そして理解力だと思うのです。つけ加えればちょっとした簡単な計算とか、そういったものが必要不可欠なものだと思うのです。国語の読み書き、理解力が不十分であると、円滑な社会生活を送ることも、特に仕事、職業の生活には非常に不便さ、不都合が生じてくるのだと思うのです。そうならないように、小学校低学年からの教育には、たとえ週1時間だって、それはやらなければいけないので、やめるわけにいかないでしょうけれども、そんなことをするよりも漢字の一つでも覚えさせることのほうが私は大切なのではないかなと思っています。

小学校卒業程度のというか、修了程度の基礎能力を身につけていれば、90%以上の仕事はほとんどこなしていけるのではないかと。場合によっては総理大臣だって務まるのではないかなと思います。その辺につい

ては、前にもちょっとお聞きしたことあるのですが、そこで国語力というと、非常に抽象的で、もう定義が難しいので、漢字能力ということに限定して伺いたいと思うのです。漢字能力を単純にはかるこのバロメーターの一つとして、漢字検定というのがありますよね。私が教育長に言うのもおかしな話だけれども、その漢字検定ではかると、普通の人というか、普通の人が普通の社会生活を送るに当たって必要な漢字力というのは、漢字検定で言えば何級ぐらいなのが必要なのか、あるいは望ましいのとは別ですよ。最低このぐらいのものは必要ではないかと思われているのか。大ざっぱな質問で申しわけないのですが、大ざっぱにお答え教えていただきたいと思うのです。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 今、漢字検定の話が出たので、漢字検定そのものを私自身も受けていないですし、やっていないのですけれども、恐らく5級ぐらいでいいのではないかなと、4級か5級ぐらいかなと思います。小学校の漢字でいいますと、そんな感じかなと思います。

○9番（青木秀夫君） 社会生活を送るに当たってですよ。そんなところ。

○教育長（鈴木 実君） ええ、そんなところではないかなと思います。

○9番（青木秀夫君） ああ、5級ぐらいでいいですか。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そうしますと、では教育長は現場にいて教えていた高校生ですけれども、高校生の中で、一般的な中間層というのか、そのボリューム増にある高校生の漢字能力というのはどのぐらいあったと。教育長は現場に何十年もいたのだから、我々と違ってよく知っているわけですよ。皮膚感覚を持っているわけですから、その辺のところはどのぐらいあると思っていますか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 私は漢字検定自体が……

○9番（青木秀夫君） いや、検定はいいですよ。

○教育長（鈴木 実君） わからないですが、ただ、書けないですよ、はっきり言って。高校生である学校で夏休みに就職体験で行って、感想を書いたら全部平仮名だったということもありますし、それで向こうの就職担当はびっくりしたというような状況もあります。では進学校でどうなのかと言ったら、進学校もいろいろでして、もう本当に個人差が非常に千差万別で大変だなという感じがいたします。それと、文章能力もそれに含めて低いと、進学校、周辺校含めて表現力も非常に落ちているというのは実感です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 教育長は漢字検定知らない、知らないと言っているけれども、板倉高校では漢字検定実施していたでしょう。

○教育長（鈴木 実君） やりました。

○9番（青木秀夫君） やっていたでしょう。それを……

[何事か言う人あり]

○9番（青木秀夫君） 板倉学校だよりも漢字検定何級合格、何名なんて書いてあるのなんかやっていたの

ではないですか。

○教育長（鈴木 実君） いや、それは後ですよ、私の。

○9番（青木秀夫君） 私の後。

○教育長（鈴木 実君） セッティングしただけですよ。

○9番（青木秀夫君） それはそれとして、いいですよ、では。今、大学の4割、200校以上で何か漢字の補習授業を実施しているそうですね。中にはこの漢字検定3級に合格しないと進級させない大学もあるそうです。そういう現実、小学校、中学校の義務教育に何か問題があったのではないかと思うのですが、そういう事実については教育長はどのように受けとめていますか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 非常に懸念するところかなと思います。基礎学力はつかないで、今、大学も全入の状況になってしまっていて、漢字だけではないのです。数学もそうです。要するに算数ができない状況で大学へ行っていると。大学へ行ったら何を最初にやるのかと、大学で全部やり直したのです。数学、中学校の数学からやり直しして、高校のレベルまで持っていくという、最初にやるのがそういう状況だということです。それはやはり基礎学力をきちっと徹底的にやってこなかった。やってこなく高校へ行ったら、高校でもそれなりにやって、それで大学行ってしまうという現実があるということだと思います。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） だから、その原因をつくっているのが中学校より小学校ですよ。小学校の義務教育に問題があるのではないですか。何かそれを、そういう生徒を生み出している大もとは、小学校の教育に問題があるからだと思うのですよ。だから、その辺のところを地方の教育委員会というのは、それを少しでも改善していくということをしていかなければいけないのではないのでしょうか。今言われたように、小・中・高・大学と、みんな高みを目指して、結局中途半端な積み木崩しをしているような教育よりも、学習量は少なくとも、確実に血となり、肉となり、そして長い人生、特に学校を出てからの社会生活に役立つための教育なのでしょう。学校で点数等をちょっととったからって、あんなものはどうってことないわけですよ。社会に出てからが問題なわけですよ。それをしてあげることが地方教育委員会の役割でもあり、責任でもあると思うのですよね。特殊頭脳を持っている文科省の高級官僚には、大学の4割、200校以上の大学が漢字の補習授業を実施しているなんていう事実があっても、ああいう人たちには「ただ怠けているんだろう」ぐらいにしか感じていないのではないですか。凡人の心というのを読み取れないのではないかと思うのですよ。

よく一般的に世間でもそうですよね。スポーツでも絵でも、ピアノでも、上手な人から見れば、下手な人は「何なんだ、あいつは」とかと言って、その下手な人の気持ちとか、が私理解できないと思うのですよ。それと同じで、ああいう文科省の高級官僚とか、あるいは教育にかかわっている中央教育審議会なんかの委員だとかという人は、我々から見れば特殊能力の人なので、やはりトラックでいえば10トン車みたいな容量を持っている人たちで、軽トラックの容量は理解できないのではないかと思うのですよ。ですから、そういうのを補っていくのがやはり地方教育委員会とか現場の学校だと思うのですよ。

小学校の先ほど教育長が言われるように、漢字教育は全ての教科の基礎となり、将来の社会生活にも役立つなど誰かが教えない限り小学生や中学生には私はわからないのではないかと思うのですよね。それを教え

てあげるのがやはり先生方、学校だと思のですよ。私も個人的に振り返ってみれば、私もそんなことに気がついたのは、大学に行ってからですね。国語力、特に漢字の知らなさを痛感しましたよ。国語力なくして英語などわかるはずないなとつくづくと気づきましたよ。社会人になってからも、旧制の中学、高校、大学出身者の先輩方の国語力に圧倒されましたよね。国語力不足でさんざん恥をかいてきた一人です。その後、時間はあっても、子供のころ気づいていればなあなんて人のせいにしながら、なかなか努力もせず、反省するだけで現在に至っているわけで、物を覚えるということ、勉強するということが、なかなか思っているできないなと思っている一人なのです。教育長も職場で旧制出身の先輩方と新制大学出身の方を比べて違いがあるのを実感しているのではないかと思うのですよね。旧制学校の教育は、必要性、実用性に的を絞ったいわゆる……

○議長（野中嘉之君） 途中ですが、青木秀夫君に申し上げます。間もなく通告時間となりますので、まとめてください。

○9番（青木秀夫君） 単純な教育をしているのではないかと私は思っておるわけですが。今は言葉はあれですが、やり過ぎて空回りしていると、余りにもボリュームが多過ぎて空回りしているのではないかと思っているわけです。地方教育委員会は、文科省の方針には従わなければならないのですが、方針の枠内で必要性、実用性に絞った特色のある教育を打つ出すことも工夫次第ではできるのではないかと思うので、ぜひお願いしたいと思います。地方教育行政法の条文でも、文科省あるいは県教委、地方教育委員会、3者の関係は玉虫色でわからないですよ、あれ読んでも。霞ヶ関文学の典型なのでしょう。国語が専門の教育長でも難解でわかりにくいと思いますよ。ですから、地方教育行政法で難解で玉虫色というのは逆を言えば行政法ですから、解釈、運用次第で地方分権が最も進んでいる地方教育委員会の権限を発揮する方法、余地はあると思うのです。文科省の方針に従うだけでなく、地方分権に基づいた特色ある教育、実用的な教育、子供が社会に出てからも役に立つ教育を工夫し実施することが地方教育委員会の大きな役目、役割であると思うのです。

最後に、まとめに教育長、できれば町長も感想があればいただければと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。簡潔に願います。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） なかなか質問が国の話になってしまうので、具体的に私は板倉町の話をしていただければありがたいなと思っているのですけれども、先ほど基礎、基本という部分でいいますと、漢字教育につきましては、一番最初の青木議員の質問覚えているのですが、漢字教育をやれよという話をしましたけれども、まさにそのとおりやっております。年2回板倉町の漢字統一テストをやっております、非常に意識、興味、関心が高まっていっています。先ほど漢字の検定試験の話が出ましたけれども、それを積み上げてきました。3年間積み上げてくる中で、今回希望者ですけれども、恐らく60名以上の子供たちが、小学校です。漢字検定を受けるという状況になってきました。これはやはり積み上げということです。こつこつ、こつこつ積み上げていくと、これにつきましては、途中というか、今までの中で青木議員のほうからあれはどうなったという話があるのかなと思ったので、期待していたのですが、なかなかないので、この機会にちょっと発言させていただきまして、ぜひ国レベル云々よりも、むしろ町がどうやっているのかという

ようなところで話す機会を与えていただければありがたいなと思います。

それと、基礎、基本のところでは算数なのですが、算数も定着度テストを今年から始めました。昨年ちょっと試行しまして、やはり一生懸命に先生方やっています。やっているけれども、どこまで子供たちに定着したのかというのを1度やはり確認する必要があるというようなことで、11月に実施しました。そして、それを見て、上半期の算数がどこまでで何が弱いのかを分析して、その後の授業に生かすというようなことでやってきております。今後ぜひ国レベルの問題もあるのですけれども、ぜひ町が具体的にどうやっているのかというようなところでご質問いただけるとありがたいなと思っております。今後も頑張っていきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 青木議員さんの質問につきましては、特に教育委員会の関係については、非常に真剣な議論をいつもいただいております。極論を言うと、今の教育はエリートをつくるための教育ではないかと。したがって、ボリュームも多過ぎ、逆に言う落ちこぼれが多くなってしまうと。むしろ絶対多数の落ちこぼれというのは表現が悪いですが、焦点をそちらに当てるべきではないかというような、そんなふうにも聞こえる、ある意味ではもっともなことだろうと思っております。ただ、いわゆる縦社会、日本の系列で、ただいま教育長が言いましたように、縦の系列が特に一番しっかりした、逆に言えば地方分権制度的な形で教育委員会も末端まであるわけですが、逆に言うそれがしっかりしているがために、完全な分権になっていないと、逆に直結型のいわゆる難しさもあって、きっと独自性がどの町もなかなか出せないというところもあるのかなと。十分青木議員さんの言うことを私も相当もっともだという部分がありまして、例えば漢字100取りとか、朝を利用してとか、そういったことを導入させていただいて、できるだけそういったやはり国語力をなくして、英語力なんかつくはずがないという面については、納得ができるところであります。

また、逆に、最近の傾向とすると、韓国あるいは世界の何カ国語、そうすると教育上位に上がっている国でも、外国語教育は定例化をどんどん進めているということを考えるときに、青木さんの議論もわかるし、片やこちらの議論はどうなのだろうかと。それはきっと先程教育長がわずか1時間でも遊びのつもりでやらせていますみたいな発言をしましたが、まさにスピーチ能力と本当の意味の外国語能力というのは違うのだろうと。スピーチ能力については、知らず知らずに3年もたてば、全くゼロの赤ちゃんがしゃべれるわけですから、そういう意味で、今の学校教育の小学校からの導入に対しては、小さいときからその外国語に触れ合うという意味でのことから始めているのかなと思ったり、私そのものはずぶの素人ですから、そんなところで感じております。とりあえず十分参考にさせていただいて、また教育委員会でもそういった論議を当町ではどういうふうに生かすかということを実際に協議してもらいたいことかなと思っております。ありがとうございます。

○9番（青木秀夫君） どうもありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で青木秀夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

10時20分より再開いたします。

休 憩 （午前10時08分）

再開 (午前10時20分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、秋山豊子さん。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[10番(秋山豊子さん)登壇]

○10番(秋山豊子さん) 通告に従いまして質問をいたします。

初めに、本町のがん検診受診率向上に向けての取り組みについて伺います。国の「社会保障と税の一体改革」関連法案が3党合意で可決成立をいたしました。なぜ今一体改革が必要なのか。社会保障の役割から改めて考えてみますと、人間は誰でもさまざまリスクを抱えながら生きています。年をとれば働けなくなりますし、いつ病気になったり、事故に遭うかわかりません。たとえ自分に非がなくても、突然自立した生活が送れなくなるといった可能性は誰にでもあるのではないのでしょうか。こうした自分一人では対応し切れないリスクに対して社会全体で支え合うのが社会保障制度の役割であると私は考えております。しかし、超高齢社会の進展によって、今や社会保障制度の給付と負担、財源のバランスは大きく崩れています。年金や医療などの社会保障給付費は年間100兆円を超えて、今後も増え続ける見通しであります。

こうした社会全体を背景に、今や日本の国民病とされるがんは、予防や早期発見が大事なのは言うまでもありません。検診受診率を上げることは町民の生命や健康を守ることはもちろんのこと、急増する医療費を抑制する上でも重要であります。政府のがん対策基本計画では、19年度から23年度までの5年以内に受診率を50%とありますが、本町の現状を伺います。

○議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

○健康介護課長(小嶋 栄君) 本町のがん検診率でございますけれども、がん検診の種類によりまして若干違います。

まず、大腸がん検診につきましては27.8%、乳がん検診につきましては34.4%、子宮頸がんにつきましては32.8%、肺がん検診につきましては55.7%、胃がん検診につきましては11.5%というような状況でございます。

○議長(野中嘉之君) 秋山豊子さん。

○10番(秋山豊子さん) 前立腺がんについてはわかりますか。

○議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

○健康介護課長(小嶋 栄君) 失礼しました。前立腺がんにつきましては、国のがん検診の中には入っておりませんが、当町におきましては30.2%の受診率でございます。

○議長(野中嘉之君) 秋山豊子さん。

○10番(秋山豊子さん) そうしますと、本町におきましては、肺がん、これが本町としては目標値はどのぐらいにしているのでしょうか。やはり50%を目標値ですか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） がん検診の受診率の目標値でありますけれども、本町においては設定はしておりません。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、一応は国の目標値に向けて受診率の向上に取り組んでいるということになりますか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） そうですね。大勢的には国が指針として制定をしております50%を目標にしております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、その50%の受診率を目指すということは、本当に大変なことであるなと思っております。肺がんとか乳がんとか子宮頸がんは、国の無料クーポン券などがあった関係から、受診率も向上しているのかなと思っておりますけれども、なかなかこれを50%に上げていくということは並大抵なことではなく、私もその受診率向上に向けては何回かいろんな提案をさせていただきました。私も街頭の遊説を月に二、三回町内でやっております。今は選挙中ですのでできませんけれども、そういう中でその乳がんとか子宮がんの受診をしてほしいということも訴えさせていただいております。本町の引き続きの受診率向上に向けての取り組みが一層課題になってくるわけですが、その対策についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 本町のがん検診向上対策につきましては、現状としましては、広報紙やホームページによります周知、啓発もしくは検診対象者全員に対しまして申込書を配布し、申込者に対して通知も再度送付しております。

また、転入者等、あとは検診の申し込みを忘れていた等を対象に、検診の実施時期の直前に再度広報紙等に掲載をする取り組みを実施しております。

また、受診者の利便性の向上という観点から、大腸がんと肺がん検診につきましては、住民健診と、ほかの健診と一緒に同時実施をしている。受診率を図っているという状況でございます。

また、子宮頸がんにつきましては、集団検診のほかに個別検診を実施し、受診率の向上に努めているという状況でございます。

また、土・日・祝日の休日検診につきましては、昨年度3日間に対しまして、今年度、24年度につきましては、8日間に増やし、やはり受診者の方の利便性の向上を図っているというような状況でございます。

ご質問の今後これからの対策ということですが、やはり今までやってきている事業、実施の方針を継続しつつ、さらに広報紙等で周知等を図るとともに、チラシ等によりPRをしていきたい。住民の方のがん検診に対する理解度の向上と関心不足の解消を図るためには、徹底した周知、啓発が必要であると考えておりま

す。

また、休日検診につきましては、24年度初めて大幅に増やしたのですけれども、今後ともこの休日検診については、継続実施していきたいと考えております。

また、先ほど大腸がん検診と肺がん検診につきましては、住民健診等と同時実施をしているということですが、胃がん検診とか子宮頸がん検診、乳がん検診とは別に実施しております。これは会場等の制約がございまして、非常に厳しいですが、今後それらががん検診につきましても、同時実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま課長の答弁をいただきまして、最後のその各種がんについて、できれば同時に受診できるような体制をということで、本町におきましては、なかなかやはり難しいところもあるのかなと思いますけれども、そういったところをお考えいただける、また休日検診を増やしたということであります。その休日検診を1日多くしたその結果はいかがだったのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 休日検診につきましては、23年度3日間から今年度8日間、5日間増やしたわけでございますけれども、結果としましては、さほど昨年度と受診者は増えていない。逆に総体的には若干でありますけれども、減っているというような状況であります。ちなみに住民健診と同時にやっております肺がん検診と大腸がんにつきましては、昨年度は1日平均202人の方が受診されておりますが、土、日平均は211人、若干多い。ただし、今年につきましても、今年も1日平均186人なのですが、土、日平均は183人と、理由は定かではございませんが、若干減っているという状況で、土、日に実施をした効果が今年度についてはあらわれなかったというような状況でございますけれども、勤めている方等も対象者におりますので、やはり土・日・祝日検診というのは今後も引き続き必要ではないかと考えております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） がん検診の受診率を上げていくということは、1年、2年でこれが格段に上がるなんていうことはあり得ない。地味な積み重ねによって、そして受診率も向上していくということでありますので、本当に今までの取り組みは大事であったかな。やはり継続をお願いしたいなと思っております。

私たちの議会常任委員会でも合同の視察を11月13日から15日にわたり岐阜県岐阜南町へ庁舎建設の視察、また愛知県岡崎市にがん検診と地域防災無線の先進地ということで視察をしてきました。その中で、岡崎市では、がん検診受診率その向上に向けてのプロジェクトを立ち上げておりました。それは自治体単独で啓発を進め、目標値に到達するのは困難な状況なので、民間企業と協力し合って、幅広く啓発をしているということでありました。プロジェクトの構成といたしましては、保険会社、信用金庫、商工会議所、市の医師会、そして歯科医師会、薬剤師会、そして岡崎市で協定を取り交わして、プロジェクトを平成22年の3月に開始をした。主にこのがん検診の啓発に力を入れて、がん検診促進の啓発ポスター、それからリーフレットの作成、それからポスター等にも特色を出しまして、市の検診制度、また地域性を重視した、例えば岡崎市では胃がんが最も多いなど、その身近な情報も掲載しております。そして、信用金庫の現金袋や会報にも啓発の

内容を書き、啓発に努めているということでありました。また、講演会やイベントなどもプロジェクトで開催して啓発に取り組んでいますということでありました。

また、岡崎市では、そのほかに健康推進委員さんが活動をしておりまして、市から委嘱を受けて、その方々が研修を受けて、そして市の全体や地域に入り、健康についてきめ細かな活動、特に女性のがん検診受診率が低いので、保育園や、それから幼稚園、保護者会で講演やチラシの配布、また主任児童委員さんと協力して、子育て支援の会などへ検診受診の推進など健康推進委員さんが地域内で活躍していることで、その口から口へと拡大して、検診受診率向上の推進が図られているとのことでありました。何といたっても口コミが大事ですよというようなことを担当の方がおっしゃっておいりました。

市では、今後の取り組みとしては、対象者全員に個人通知、また1歳6カ月の乳幼児の健診時に母親に対しての子宮頸がんの検診の個別勧奨、そして妊婦健診後の隔年の受診のその必要性ですか、そういう説明を実施しているそうであります。

岡崎市におきましては、中核市でありますので、なかなか同じ施策をするということは本町では難しい面もありますが、冒頭申し上げましたように、町民の生命、そして健康を守るために一層の施策の実現に取り組んでいくべきと考えておりますが、このことにつきまして課長のお考えを伺います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 過日の議員さんの研修の岡崎市の資料等を事前に拝見させていただきました。岡崎市については、かなり受診率が低迷しているというような状況がうかがえます。

がん検診につきましては、大きく分けて市町村がやるがん検診と企業、事業所がやるがん検診、この2つに分かれます。やはり大きな企業ですと、企業の責任において健康診断やがん検診を実施している事業所もございます、中小といたしますか、そういったものやっていないような事業所もございます。そういった方につきましては、私ども市町村のがん検診等を受けるというようなことになっております。

群馬県におきましても、先ほどの企業とのタイアップという意味では、群馬県事業として実施をしているようなところでございます。群馬県がん検診受診率向上企業連携事業というような事業でございまして、群馬県内の比較的大きな企業といたしますか、そこと連携を図りまして、先ほどの事業と同じような周知啓発等を図っているというようなことを伺っております。

本町において、その企業連携事業について加入している事業所はあるかなと調べましたら、群馬銀行さんだけです。あとはJAの中央会というところが入っておりますが、本町には直接には関係ないと思っておりますけれども、群馬銀行さんが積極的にがん検診については企業として取り組んでいるというような情報も得ております。

また、先ほどの議員さんの内容を聞きまして、本町の新たな対策ということですが、がん検診につきましては、市町村を初め政府広報、あとは各都道府県、昔からかなり力を入れて周知、啓発を実施していると感じております。がん検診の向上を図るには、住民皆様ががんに対する理解を深めていただく。先ほどの答弁になりますけれども、理解を示していただく必要性を感じていただくというのが一番向上を図る上では必要かなと思っておりますので、なかなか具体的な対策としては、ここでは答弁ができないのですけれども、やはりPR、周知、啓発が一番重要かなと思っております。

また、先ほど健康推進委員さん、民生委員さん等の話もあったのですけれども、私どもとしましては、やはり特に女性のがん検診等につきましては、母子保健推進委員さん等にも周知しておりまして、母子保健推進委員さんが妊婦の方もしくは乳児を抱えている方等の訪問行きますが、そういうときも子宮頸がん検診、乳がん検診についての周知を徹底しておりますし、今後もそのような地道な活動を実施していくことが一番向上につながると思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま課長の答弁をいただきました。町民総ぐるみで、がん検診の受診率の向上に向けて、一人一人の健康または命にかかわる問題ですので、それをいかに町民の皆様わかりやすく、そして検診をしていただくかという推進が行政の仕事であります。そういう中で、岡崎市では視察に伺いましたときに、乳がんのチェックですか、こういうのをやっているのですよということで、これをいただきました。これは乳がんを自分で触診して、事前に自分でがんがあるかないかとか、自分の手でもって触診をして自覚をしていくという、こういう乳がんチェックというのを配布しているそうです。これを浴室の鏡のところなどに張っておいて、そしてお風呂に入る前にちょっと自分で触診をして、その予防に努める、そういう乳がんチェックは「ああ、これもいいなあ」と思って、今日お話をさせていただきました。先ほどもお話をしましたけれども、本当に一人一人、町民総ぐるみで、がんの予防に取り組んでいく必要があるかなと思っております。

そういう中で、では本町の受診率向上に向けて、今までとは違った新たな取り組みはこういうことをやっていきたいというのがありますでしょうか。ありましたらお答えをいただきたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） がん検診向上対策につきましては、本町に限らず、ほかの市町村においてもかなりの課題であると感じております。ほかの市町村の検診の実施状況を見ますと、やはり本町と同様に、土・日・休日検診の必要性、住民健診などのほかの健診との同時実施の必要性、それと個人宛て通知の必要性、あとは早朝検診の必要性、あとは検診実施回数が増大というのですか、増やすというような、これは平成23年度の群馬県が調査をしまして、各市町村にアンケート調査をしました。その結果、ほかの市町村もやはり本町と同じような悩みを抱えており、対策としては同じような対策を実施していると感じております。

新たな対策ということですが、強いて挙げれば、今年1日だけなのですが、早朝検診を実施しました。通常8時半からの受け付けなのですが、7時半から受け付けを実施しております。そのようなことも今後必要かなと思っております。特別に何か特効薬みたいな対策がなかなかとれないような状況ではありますが、ほかの市町村等の動向を見ながら、考え方を見ながら、参考にすることは参考にし、今後も取り組んでいきたいと感じております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいまの質問というか、方策について、やれるだけはやっているということで、

具体的に一番とれる方法については、周知活動ということについては、その先どういう方法があるかというのは、県も最優先のプロジェクトとして各町村にも話し合いを求めてきている現状もあります。

これだけやってもなぜ浸透しないのだろうかという、だから方法論ではなくて、意識を変えさせるために具体的に広報のいわゆる働きかけの一つとして、個人に幾ら通知をしても多分、通知は行っているのですから、例えば今、秋山議員さんが言った何か方法を、さらに新しい方法があるかということを考えてみたときに、例えば行政区さん主体になって、出前講座的な、こちらから出て行って、やはり集めていただいて、じかに聞いていただいて、最終的には自分の命は自分で管理するのですから、幾ら言ってもだめな場合は、だってこれ限りなくそんなことばかりやっていられませんか、率直に言うんですよ。ということで、今具体的に考えられる方法とすれば、さらにもう一步前進をさせて、ただ1年間で例えば去年水災害の関係で出前講座的な研修会を過去やりましたですね。ああいったものを1年とかというのでやりますと、32行政区、莫大な労力も職員の負担もかかりますので、何年かに割り当てながら、やはり区長さんなり、役員さんなりも含め、その地域、集団としてやはり必要なのだよということも、なぜ町がそれだけこういう問題に力を入れているかと、個人の命の尊重もそうですが、行政は財政負担が大変になるということで、そればかりにお金をつぎ込んでいくと、ほかのものもサービス低下が起こりますよと、ひいてはそれも含めて自分自身のためですから、自分で真剣に受けとめてくださいという、そういう真摯な率直なPR活動をするために、例えば今年、行政座談会的なものを形を変えて、ほかの問題ももちろん質問があれば答えますけれども、今年のメインテーマとして、東なら東、来年は西なら西と四、五年のサイクルでそういう出前講座的な中のメインテーマの一つとして挙げて、そういうものをじかに話し合いをしていただいて、やはりわかっていただかないときには、幾らサービスしても、サービスせよ、サービスせよと言ったって、限度もあるし、お金もかかりますし、なかなか名案も出ないと。今やりとりを伺ってしまして、やれることとすると、そんな形かなと。今までの中身の内容をちょっと変えていくという、そういうことも可能性として研究をさせます。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長から出前講座なども考えていますということでお話がありました。とてもよいことだなと思っております。また、町の教養講座などでいろいろ講演がありますけれども、そういうところへこういうがん、女性のがんだけではなくて、全体的ながんのその研究をされている講師の方とか、または女性で子宮頸がんとか、乳がんて本当にその自分がそれを患って大変な思いをした、そういった事例をお持ちの方の講演などもいいのではないかなと考えております。本当に保健センターも対応がとてもいいということを女性の皆さんからも聞いておまして、やはりそういう一つ一つの細やかなところが足を運ばせる一つになっているのかなと思っておりますので、なかなかこれでもか、これでもかと与えると、経費も仕事も増えるとは思いますが、でも、そういう中で私は町民も総ぐるみで、口から口へ保健の推進委員さんですか、母子推進委員さんとか、民生委員さん、もう仕事が本当に多いと思っております。そういう方にまたそのほかにこれもというのは、なかなか大変なことでありますので、岡崎市とは人口も何も違いますけれども、岡崎市さんも一生懸命担当者の方が次から次へと私たちに説明するほど一生懸命やっている姿が見えました。それでも受診率は上がっていない。でも、それでもくじけないで、いろんな施策を出してやろうと、そういう努力の感じがその担当者の方からもうかがえました。

そういうことで、ただいま本町の課長の答弁からも、いろいろ実施していることをお聞きいたしまして、

ここでまた新たに啓発のどうでしょうね、ああいうお祭りとか、そういうところでよく保健センターで出ていて、血圧だとか、骨密度、そういうのを町民の皆さんに声をかけています。そういうところで、同時にそのがん検診が大事だということ、それは別に女性に限らず、本当にその胃がんや肺がん、そして前立腺、いろんな事例を、患った方の事例をお聞きしますと、本当に大変な思い、それを未然に、早期に防ぐということはその受診、検診が大事なのだということをもう一度新たにそれを推進をしていくということも大事なかなと思います。今後ともその足をとめないで一生懸命頑張っていたらありがたいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。子育て支援について質問をいたします。「社会保障と税の一体改革」の一環として、さきの通常国会では子育て環境の充実を図る子ども・子育て関連3法が成立をいたしました。子育て分野に1兆円強の予算が増額されますが、この財源を活用して、地域で子育て支援策を実施するのは市町村であります。そのため、自治体には以前にも増して主体性が求められます。これを受けて各自治体では既に具体化に向けて動き出しています。

そこで、新たな子育て支援が2015年以降、新制度で実施となります。地域ニーズを把握して本町独自の子ども・子育て支援事業計画策定についてどのようにお考えか伺います。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 議員さんおっしゃられました「社会保障と税の一体改革」の中で、子ども・子育て関連3法が公布されましたが、このポイントといたしますと、1つとしまして、認可外保育施設といたしまして、届け出の対象となっていなかった事業所内の保育事業所、また居宅訪問型保育事業所についても、市町村が認可事業といたしまして、財政支援の対象といたしました。もう一つが、認定こども園法を改正いたしましたして、単一施設といたしまして、認可・指導監督を一本化する幼保連携型認定こども園について規定したこと。また、3つ目が、保育に対する市町村の責任につきまして、子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づけたこと。この3つが挙げられると思ひます。

このいずれに対しましても、大都市圏で発生しております待機児童の解消というのが目的かというような感じを受けております。この施策の実施主体は町となっておりますけれども、県または国が重層に支える仕組みとなっております。

この「子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たりましては、国が今後示されることになっております地域での子ども・子育てに係るニーズの把握をするわけですが、基本指針がまだ示されておられません。管内におけます需要見込み等または提供体制を確保する意味で、そのニーズを把握するわけですが、このニーズを把握する内容と指針が来年度、25年4月に示す予定となっております。スケジュールといたしますと、この指針が25年4月1日に国のほうで「子ども・子育て会議」という組織ですか、そういった組織を設置いたしまして、審議いたします。その審議の中で決定された指針を随時公表するというような流れとなっております。この基本指針を踏まえた上で、当町といたしましては、そういった子育て世代のニーズを把握いたしまして、そういった計画を策定するというような流れになっております。現時点ではまだそういった国の指針が示されておられません。そのために25年度にニーズ把握調査をするという当初の予算計上も現在まだなされておらないわけですが、その示された上でどれだけのボリュームがあるかということ把握いたしまして、

検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま課長の答弁で、その基本的な指針が示されていないというお答えがありましたけれども、地域型の保育給付の創設ということで、基本的な制度設計というのは、国のほうから示されているのではないかなと思っておりますし、そしてこれは本年度と来年度ですか、それにわたってある程度のどのようにやっていくかという大まかな計画などは立てておくべきではないかなと思うのです。これで25年度から国の指針が決められてからやるとなると、これは項目が多いこともありまして、なかなか大変ではないかなと思うのです。何でも早目早目に準備をしておくことが大事だと思っております。そういう観点から、その支援事業の策定の計画というのはどうですかとお聞きをいたしました。これは国から、または県からの指導というのはありましたでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 県におきまして、10月ですけれども、10月に国からこういった3法が成立したということで説明会はありましたが、県におきましても、そういった会議が開催されない以上は詳細的なものにつきまして説明ができないというような回答で、資料的には例えば認定こども園が今度国の機関が一本化されるというような、明確にわかっているものについて説明ありました。認定こども園につきましては、内閣府が国の機関として統括する、また幼稚園にしましては文部科学省、保育園につきましては厚生労働省というような、今度は3つの国の機関がそういった保育施設を統括するというような流れで来ております。

また、地域子ども・子育て支援事業につきましては、従来やっております例えば地域子育て支援拠点事業、または一時預かり等を、また延長保育等の支援事業は従来どおり変わらないというような説明でございます。

その保育関係では、また地域型保育事業といたしまして、小規模保育または家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育というものを今までは小規模保育とか、家庭的保育とかというのは認可外保育として扱っていたわけですが、それも今度は市町村の認可という制度に変わってきたというような説明を受けております。例えば住民のニーズの把握につきましては、国の指針が出ない限りは、郡内の市町なのですが、ほかの町村におきましても、ちょっと予算計上とか、そのボリュームがわからない以上は計上できないのではないかなというような話も聞いております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 今、課長の答弁をお聞きいたしまして、やはり国とか県の指導がこうだよという形になってこない、なかなか前に進めないというお考えでありました。でも、これは本当に各自治体の主体性が求められる大きな事業だと思っております。そういう中で、やはりある程度その資料なども来ておるのではないかなと思いますので、その策定に向けての大まかな考えですか、そういったことなども大事ではないかなと思っております。

その中で、その先ほど課長のほうから、「子ども・子育て会議」の設置などのお話もありました。これにはこの子ども・子育て会議の政策立案には、幼稚園や保育園、事業者、そして利用者、それから児童委員さ

人などその現場の意見を反映させる必要が大であります。そういうことで、本町のその「子ども・子育て会議」の設置というのは、関連法では定めていますが、そうしますとその設置の考えなどは全然まだしていないということでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 市町村におきましては、「子ども・子育て会議」の設置は努力義務というような形になっております。しかし、住民の把握をした上で、今後そういった計画を策定する、進みぐあいですういった会議を設置する必要性があらうかと感じております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 本当にこの会議も、まずはその支援事業の計画の策定、そしてその中の「子ども・子育て会議」の設置という、それは大事なことだと思うのです。これは各自治体が主体性を持ってということに力を入れているということは、これはよく本町で私も質問いたしますと、近隣の市町がやっていないので、なかなか本町が先頭を切ってはできないというようなお答えをいただきますけれども、今回のこの子育ての支援に対しては、その主体性を求めるというところで、その各板倉町または明和町とか、邑楽町、そういう各地域のニーズは全然違うと思うのですよね。それを把握して、そして本町としてはどうしたらいいのかということ、やはりある程度考えを固めておかなければ、いざというときにあれもこれもとりますと、なかなかやはり手が抜けるのではないかなと思うのです。今これをもう受けてやっている自治体もあります。これはもうインターネットを今もう役場にもずっとそろっておりますので、それで各そういうやっている事例が載っておりますので、そういうところを参考にして、ある程度のその下準備というのですか、そういうことはやっておいたほうがいいのではないかなと私は思っております。そうしますと、これが25年度、国のほうから示された場合は、この支援事業の計画策定、そして「子ども・子育て会議」の設置などはお考えにありますでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 先ほどのご質問ですが、先ほども申しましたけれども、設置努力ということで法の規定はなっております。そういった会議を設置するというようなものは、確かに住民の意見を反映させるためには有意義だと感じておりますので、設置するとかというのは今の段階ですとちょっと申し上げにくいのですが、意見を聞く上ではそういった審議を進める上で、この会議は必要と考えております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） これは子育て会議などは、その何が何でもやりなさいということではなくて、努力義務というような、そのようにうたわれておりますけれども、これが実際に動き出してから、27年度にはそれをもう実践に移すというような状況を考えてときに、やはりその間際になって、各自治体がどうやったのかな。各自治体のいいところだけを本町で張りつけて、それを実践するということになると、それを利用する、本町の若いお母さん方、またお父さん、そして子供さんにはニーズに合わないものを言葉が過ぎると思いますけれども、押しつけるようなことになりかねませんので、できればそういうのがわかっているわけですので、できましたらそういうところにも力を入れてお考えをいただけたらと思っております。

先ほどもお話をいたしましたけれども、スケジュールを進めていくに対しては、予算、それから予算の問題なども一つ一つ詰めていく必要があるわけですね。地域型保育給付の創設では、基本的には制度設計なども示されていますので、近隣市町と足並みをそろえるのもいいのですけれども、初めに申しあげましたように、各自治体の何回も申しますが、その主体性が求められていますので、早目早目の対応がいいのではないかなと私は思っております。とにかく私はその地域のニーズを把握して、必要な支援を明快にして、そして子供を安心して産み、育てられる板倉町を目指し、そのどこに力点を置いて応えていくべきかと、それが本当に大事だと思うのです。そして、それによって子育て世代に寄り添って、一緒に育てていくことであると私は考えておりますけれども、総括として町長の所見を伺います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 言わんとするところは理解をいたします。とりあえず先ほどから課長が申しあげておりますように、国の指針がしっかりと出そろった時期に、主体性を考えるというのは、尊重するというのは、何も一足先にやることだけが主体性ではないと思っています。この町独自に何が一番必要なのかということも、いわゆるお金の投資にしても、そういうことも含めて秋山さんの言われているところは十分理解をいたしますので、もう少し見定めて、しかも逆に言うと、こういうこともあるのですよ。その町その町が独自に花火を先に上げてしましますと、板倉はああいうことをやっているではないか、うちの町もやれ。お互いにどんどんその住民要求が膨らんで、それを全部こなせばいいのですけれども、だからお互いでそういう連携もしようという、その市町村間の、極端に言うと、「勝手にやられちゃ困るんだよ」という面も正直なことではないのです。住民の皆さんは全てがそろったほうがいいわけですが、財政力も違い、同じ郡内の市町村も。その中ででもこれだけは共通してやりましょう。その上に、「じゃ我が町はこれが独自性として、やはりこれはほかの町でやらなくてもやらなくちゃならない」とかということでありまして、そういう意味で最近はその協調性を非常に例えば町長とすると参ってしまうなんていうのがあるのですよ。勝手にどの町、どの町が全部やって、「大泉のほうではやっている、明和町はやっている、板倉はどうした」と。その逆説的に、どんどんやられますと、体力も違い、いろいろ地域も違うと。ですから、基本的にはある程度協調をしていきながら、さらにその中で主体性ということで、それは言いかえると独自性も出していきたいと、当然地域差もあるでしょうから。ということでもう少し課長の答弁どおりで推移を見守っていただければありがたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 今、町長の答弁をいただきまして、なかなか本町で初めにその花火を上げると、あちらもこちらもと、これもあれもいろいろ大変だとありますけれども、協調性を重視すると、本当に独自性が失われていくのではないかなと思うのです。やはりほかにはないけれども、我が町はこういうのがあるのだ。若い皆さん住んでくださいよと言えるような、そういう体制づくりをして、そして若い皆さんにアピールをして、安心して子供を産み、育てられる。板倉町はこういうのですよ。その悪いほうを言うのではなくて、こういうふうにして、板倉町はいいのですよ。来ませんか、今はもう若い方は私たちと話をしているうちに、メールでもうどんどん、どんどん今こういうふうに私と話しているのだけれども、来ないとかと、もうメールで若い人を呼んで、その席に。そして、いろんな意見を言ってきます。そのそういう若い皆さん

を本当に私たちが寄り添ってできることを、だからあれもこれもという中で、きちっとした確立したすみ分けを、ここに力点を置くのだという、そういう考えを示していけば、私は納得してくださるのではないのかなと思うのです。みんなあれもこれも中途半端、そういうことであれば、やはりそういう不満の声も出てくるのではないかなと思っておりますので、何とか課長、そして町長の絶大なるお力をいただきまして、若い皆さんが本当に本町で子育てができて本当によかったと言われるような板倉町を目指していただきたいと思っております。

そういう点で、私の時間が少し早いのですけれども、ここで締めたいと思っております。ありがとうございました。

「いや、ちょっと答弁させていただきたい」と言う人あり

○10番（秋山豊子さん） いいのですよ、町長、もう。

[何事か言う人あり]

○10番（秋山豊子さん） これは質問ですから、これで終わります。

○議長（野中嘉之君） 答弁を求めておりませんので。

以上で秋山豊子さんの一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

11時25分より再開いたします。

休 憩 （午前11時16分）

再 開 （午前11時25分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、荒井英世君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

あらかじめ申し上げます。荒井英世君の一般質問は12時を過ぎると思われませんが、ご了承ください。

[3番（荒井英世君）登壇]

○3番（荒井英世君） 3番、荒井です。よろしく申し上げます。

私がお聞きしたいことですが、栗原町政2期目を迎えまして、町政のかじ取りとして今後どのように取り組んでいくのか。過去4年間の実績を踏まえまして、具体的に答弁をお願いしたいと思います。

ちょっとその前に、1つお聞きしたいと思うのですけれども、これは通告にはないのですが、広報12月号に町長の就任の挨拶見ますと、私の目を引いた部分がちょっと1点ありますので、その関係についてちょっと質問してよろしいですか。

○議長（野中嘉之君） はい。

○3番（荒井英世君） もう大見出しで、2期目就任の決意とありまして、その下に小見出しで、今後自然と近代化、環境に配慮したまちづくりとあります。この自然と近代化、環境に配慮したまちづくりに向かって、今後政策展開を図っていくということなのですからけれども、この自然と近代化の部分なのですが、どういふことを意図しているのか、ちょっと私いま一つわかりません。近代化といった場合に、例えば合理性、効

率性を基本に、経済モデルでいえば、例えば低開発国の途上経済から先進国の経済モデル、その発展プロセスを近代化と言ったり、それから例えばですけれども、農業の近代化といった場合に、例えば大型機械の導入、そういうことをして、自立した産業ということで成立していく。これ後で出ますけれども、もうかる農業という形だと思うのですが、考えるに、日本は明治維新後、富国強兵ですか、富国強兵策、そういったもとの急速な近代化を進めてきました。経済的には豊かでも、精神的な豊かさ、それから心の豊かさを失ってきた傾向があります。そういう中で、ここで自然と近代化と、あくまで結びつけた意味ですけれども、この自然と文化を大切にしながら、精神的な豊かさ、あるいは心の豊かさを目指すという意味に私は捉えたのですが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） そんなに深く考えておりません。学者でもありませんし、現実が今の板倉町はそうであろうということですね。例えば重要文化的景観やラムサール等は自然を尊重してやっぱり守るべきものは守っていくと、片やニュータウンや、その他工業用地も含め、これは近代化を部分的に、エリア的に目指すということです。そこへここへ来て原発も含めたそういった面とは違った切り口から、安全・安心が求められるということも含め、できるだけ環境に配慮したということで、スローガンですから、ある意味では論理性が例えば整合しているかどうかも含めて、あの一言で全てを物語っているつもりでもありませんが、そういった現実論から見まして、そういったまちづくりをさらに進めると。ですから、もっと極論すれば、残された自然の守るべきものは守り、あるいは開発すべきところは開発をし、そしてそれを両立させるためにも環境を守っていくと、環境にも配慮したまちづくりをしていくという、単にそんなに難しい話ではありません。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 自然と開発の両立を目指すということで……

○町長（栗原 実君） 書いてあるとおりです。

○3番（荒井英世君） はい、わかりました。

ここで、私は近代化について議論するつもりはありませんので、次に移ります。

それでは、通告しました質問に移りたいと思います。選挙前の町長の討議資料を見ますと、今後の取り組みとしまして、危機管理など7つの大項目が掲げられています。その中からお聞きしたいことを幾つかピックアップしましたので、一つ一つお聞きしたいと思いますが、ただ、一つ一つの質問項目がそれぞれ大きなテーマとなりますので、限られた時間の制約がありますので、具体的な手順あるいは方法論があれば簡潔に答弁願いたいと思います。

まず1点目ですが、これは産業振興の中にあるのですが、渡良瀬遊水地ラムサール条約登録と重要文化的景観の利活用と平地観光についての質問です。渡良瀬遊水地につきましては、ラムサール条約登録になったことで私はメリットあっても、デメリットはないと思っています。ただ、条約登録になってからといいまして、ただ、いいことが天から降ってくるわけではありません。いわばラムサール条約登録という看板あるいはのれんをもらえたということだと思っています。問題は、この看板、のれんですが、どう使うかだと思っています。

それで、この使い方なのですが、重要文化的景観を含めて現在はどういう方法で使い方を考えているのかお聞きしたいと思いますけれども、ただ、その前にちょっと1点だけ。私は去る6月の議会で質問いたしましたが、遊水地に関係する4市2町につきましては、利根川上流河川事務所を中心に連絡協議会を立ち上げられたのか、その進捗状況についてまずお聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） まず、これまでこの協議会の関係、設立のために会議等に出席しておりますので、私のほうから初めにお答えをさせていただきます。

この関係につきましては、ラムサールの湿地登録を受けまして、今後のその遊水地の利活用、これはラムサール条約の精神でありますワイズユース等を実現するための検討協議をする場ということで、4市2町の要望で、利根川上流河川事務所が事務局主体となって現在まで作業を進めてきております。そういった中で、最初が今年の4月下旬にそういった4市2町だけの協議を行いました、それから利根川上流河川事務所のほうに具体的なお願いをしたと。その前段から多少の動きはありましたが、そんな状況がスタートと認識しております。その後、4市2町の担当者による会合を数回持ちまして、協議会の構成の陣容、そういったものをどうしていくか、あるいは協議会をどういう性格の組織にするのか、あるいはその中でどのようなものを協議していくのか、そういったものを練ってきました。

最近ですが、先月27日だったと思います。4市2町の各市町に利根川上流河川事務所のほうに集まっていたいて、市町等の意見交換あるいは協議をしていただいたという経過がこれまでございます。今後その27日の段階では、各市町の基本的な合意が見られましたので、今後年が明けるとは思います、事務レベルの最終的なその設立のための準備の協議会、会議を予定をしていると。最終的には来年3月には協議会の設立ができればというような状況で現在まで進んでいる状況でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 来年の3月に協議会設立のために今準備しているということなのですが、それではちょっと本題の関係なのですが、連絡協議会、例えば関係市町村全体で利活用を進める部分と、それから例えば板倉町単独で進める部分とあると思うのですが、その利活用につきまして、例えばその渡良瀬遊水地、それからあくまで重要文化的景観、町の。それを含めて平地観光が地域資源を活用するという意味から考えれば、遊水地などの活用は当然観光とつながってきますので、その利活用の部分について連絡協議会はこれから設立されるわけですが、今の段階でこういった利活用を具体的には一応方向性でもいいのですけれども、どういうふうを考えているか、お聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 一応連絡協議会的なものについては、全体で取り組むべきこと、あるいはエリアというか、遊水地が余りにも大きいために、向こう側とこっち側というようなもので進められる。それはお互いの近隣の日ごろのつき合いの関係、あるいはヨシ焼き一つにしても、西風が吹けば、東の古河、小山、野木は被害者になる可能性があるとか、東風が吹けばという、こちら側という、そういう対岸的なエリア分け

の可能性、あるいは先程言った各市町単独で何かできないかとか、いろんな分野でこれからそういったものも話し合いの内容を含めて、絞って、どういうものを協議していくかということにこれから出発をするというところだろうと思っております。

それで、利活用の関係であります、これは先ほど言った全体とは別にしまして、町単独でももちろんできることを考えるべきだと先ほど荒井議員さん言われたましたように、のれんか看板をいただいた状況という認識は全く同じでありまして、その中にいわゆる教育的活用あるいはスポーツ的活用、それから観光の活用あるいはそれも含めた産業的な活用と語ることはできると思います。ただ、それに対して、それを具体的にどのように、平地観光につきましては、まだつい群馬県知事が二、三年前から突如出した言葉でありまして、我々がそれを真摯に受けとめ、いわゆる旧家、名所旧跡の観光地が非常に下火になってきているということから、いわゆる平地の皆さんについても考えてみると、ミニ観光地であるけれども、それらを何とか連絡を調整しながら、派手さのない流れの中でも観光地として、観光が成り立つのではないかという論理から、平地観光を推奨しているわけでありまして、かといって県がこういうふうによれという指導も全くもちろんございませんし、ある意味では非常に難しさを感じながら、その活路は依然として研究をしているところでございます。

したがって、教育委員会にも、あるいは産業振興課、特に観光的な面、教育委員会には観光と両面、例えば観光と教育、具体的には教育的な面にとりあえずまだついこの間のれんが上がったという状況ですから、尾瀬学校というのがあるのだから、渡良瀬学校的な教育の自然に対する活用の仕方をということで、それは県に対して予算要求をしているはずでありまして、それなりに多少の予算はつくのかなという感触は現在持っております。

それから、スポーツ的なものとか含めまして、一番スポットが皆さんが騒いでいるのは、観光的に活用せよということだろうと思っております。観光的に活用できるかどうかも含め、ゼロから教育委員会あるいは産業振興課にもう一度ゼロからという意味です。というのは、当然指定される以前から当町には遊水地というのは非常に貴重な財産だということ、これは歴史もありますし、そういったことでこれを観光化できないかということも含め、過去に、2年前ですか、県のそういう施策の延長線上にのっとなって、東洋大へおとりて、邑楽郡内の名所をめぐるながら1日ツアーを計画してみないかとか、その具体化、パンフレットまで出して募集した経緯もありまして、そういったことが余り予想に反して成功には終わっていないと、これは明和町も千代田町も含めてですが、大泉町も含めて、そんな傾向もありますので、そういう意味では、口に言うは易いけれども、どういうふうにするか、いわゆる観光的な面で活路が見出せるかということの研究せよと。研究せよよりももっと具体的に1つのものを、事業を推進するために、役場だけが号令を発して、職員が骨折るだけでは成り立ちません。したがって、商工会とか、農業分野、観光というのは物を売る分野も必要ですし、接待も必要ですし、お客に対して説明、このうちの例えば日光へ行けばガイドがつくのと同じような、そういう説明員とか、文化を、歴史を語る人もいなければなりません。全て自分の営業に直結する意欲のある人がいなければ、幾ら役場が音頭をとっても、参加もしてくれませんし、あるいはボランティアも育てなければなりませんし、それで幸い当町には教育委員会や民俗研究会ですか、立派な団体がございまして、そういった方にはボランティアを強く養成しながら、観光客に対して何人から1人でも対応を本当していただきたいと思っておりますが、そういった話し合いをやはりゼロから立ち上げて、しっかりしたものにして

いくようにという指示はしてございます、1年以上前から。ラムサール以前から。ですが、なかなかその前段となる板倉駅のラムサール以降の乗降客の状況とか、決して増えているとは報告も受けておりません。したがって、一喜一憂ブームに乗ることでなく、投資も当然必要になってきますので、じっくりと腰を構え、3年ぐらいのスパンで方向性をしっかりと定めていくことに現実論とするとなるのかなという感じはしております。

これが答えになるかどうかわかりません。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） その利活用については、確かに今、町長おっしゃいましたけれども、役場内ではその課を超えた横断的な検討ですか、課の。当然関係する団体がありますので、それを十分詰めてほしいと思いますが、これ一つの方法論ですけれども、私は例えば全体、そのこれからの連絡協議会の中でいろいろ検討してほしいのですが、やはり遊水地のすばらしさ、それを町内外へ発信するというのが一番大切だと思っています。現在、全国で46カ所登録地があるわけです。そういったところと、やはり連携をとるのが必要だと思っています。現在、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議というのがあります。これは53市町村が加盟しているのですが、そういったところとも連携を、連携というか、連絡をとりまして、いろんな情報を交換したらどうでしょうか。

それから、一つのイベントとしまして、サミットとかシンポジウムとかありますけれども、そういった部分も一つの検討材料になると思っています。

もう一つ、板倉町で単独でできるものなのですが、特に町内の小中学生、例えばこどもラムサールの組織とか、ふるさとに愛着を持ってもらうというのが重要だと思っています。先ほど町長がおっしゃいましたけれども、当然町外の方が来る場合に、ガイドですか、これは自然ガイド、やはり必要と思っています。現在、教育委員会で住民の参加ということで、水場の風景を守る会、そこで伝承師の養成やっていますけれども、それを含めて、さらに広げて、渡良瀬遊水地の自然ガイド、それは私も同感です。そういった部分をぜひ養成を図っていただきたいと思っています。

もう一つ、今後ですけれども、例えばイベントの中で渡良瀬遊水地の湿地の恵みってありますので、ハスとか、ヒシとか、コイとかフナとか、いろいろ生息しています。そういった湿地の恵みをなるべく広く発信しまして、そういったものを味わう会とか、そういった具体的に展開できるような、そういったものも必要かなと思っています。遊水地の関係につきましては、今後なるべく横断的な組織をつくりまして、研究をしていっていただきたいと思っています。

次の質問に移ります。もうかる農業を目指すということなのですが、もうかる農業を目指すということで、今後先進地視察等の実施ということなのですが、今、農業を取り巻く状況は、高齢化、それから後継者不足、耕作放棄地の増加ということで、厳しいものであることは私が言うまでもありませんけれども、その中でもうかる農業を目指すということは、逆に言えば今の板倉町の農業は、もうかる農業になっていないのではないかとということだと思っております。農業が利益を生む産業としまして、十分に機能していないということだと思っています。確かにもうかる農業になれば、農業は活性化しますし、当然若い人たちも農業に興味を持つかもしれません。そのもうかる農業を目指して先進地視察などを実施するということなのですが、その今考えています、そのもうかる農業というのはどのようなものをお聞きしたいと思います。

いますけれども、例えば生産活動を軸にしながら、加工や販売、それからサービス、いわゆる二次産業、三次産業の要素を取り込んでの経営の多角化ですか、それから高度化、いわゆる独自産業化、そういった部分を視野に置いて進めていくのか、まずその辺についてお聞きします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） この中にもうかる農業ということで、今年は例えば先進地と、我々が見て、これがもうかるからこれをやりなさいと言って、やって、もうかって大富豪にもなれるものであれば、それはそんな簡単なことはないと思っています。もうかる農業とはどういう形態があるかも含め、いろんなことを昔はやったのですね、これは。農協さんを主体にして先進地視察と。それを楽しみにその場がお互いの交流の場であったり、あるいは孤独に、例えば嫁不足から始まりまして、農業というのはいろんな面で暗いイメージがありながら、そういった不満の解消の場になったり、先進地へ行って参考になろうがなるまいが、「ああ、こういう例もあるんだな」とか、どういう産業を、あるいはどういう形態を目指すかということは、当然やるべき人が決めることであって、こちらがイメージとしてこういうものを強く進めるということではありません。したがって、いろんな事例を、最近はその農協さんもだんだん、だんだんそういう政策が後退をして、信用あるいは金融が中心になっているやに聞きますし、原点に戻って、いろんなところをまず見ることから始めようと、最近の後継者が少な過ぎて、その見ることから、音頭とる人がいなくなって、昔私がやっていたころは、1つの集落単位で日曜日があるとちょっと試験場へ行ってこようとか、帰りに一杯やろうとか、非常にそういう活発な循環がされていたのですが、それが最近ほとんどされないということで、原点であるそういうもうかる農業を目指して、そういう事業からとりあえず、これも本当は3年ぐらい前に指示して1回やったのですけれども、課長がいいかげんだったから不本意なのだけれども、本当のこと言うのですよ。叱ってありますけれども、継続をしてやれということをしているのですけれども、継続はされていないので、そういったことも含めということであります。

端的に言いますと、先ほど言った基盤整備も含めてもちろん、でも、これは基盤整備というのは全くもうかる農業と理論的に追求していくと、その中に入ってくるのですが、基盤整備というのは、例えばこれからの衰退する社会に向かっても、どんどん人数が農家をやる人が少なくなっても、大きく面積をして借り受ける人が、だから両面なのです。縮小社会、縮小農業に向かっても基盤整備をしなくてはならない。両方の政策なのです。そういう面よりも、もう少し活性化を持って、極端に言うと農家の後継者間の交流を、あるいは意見交換の場を増やすという意味に捉えてもらっても結構です。だから、そんなに役場が我々がこういうことをやればもうかるからなんて言ったら、世の中はそんな簡単なおいしい仕事は、そんなに甘いものでもありません。初めて推奨したからには、本来であれば責任も持たなくてはなりませんし、そういうことでなく、選択はやはり個人が自分の責任において自分の仕事を、全部世の中そうではないですか。人がやれと言ってやってもうかった、損したなんていうことばかりはないですから、ということも含め、そういうイメージで約束を公約として挙げてあります。

ですから、まずとりあえず入り口としては先進地視察を役場主導で、恐らく一つの団体も今の情勢では個人で持ち上がらないと思っていますので、そういう方向性を誘導していきたいと思っています。考える機会を積極的に与えると。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 確かに農業、最終的にはやるべき人が決めるということなのではございますけれども、その形態、例えば集落営農組織であるとか、農業生産法人であるとか、いろんな形態があります。そういった形態を目指す早く言えば育成ですけれども、そういう育成を図る必要というのは当然行政にありますよね。ですから、それを併せてそういった部分で積極的に支援なり、進めていってほしいと思いますけれども、これも前の6月の議会で質問したもののなのですが、「人・農地プラン」、国の。この中で検討会ですか、要するに地域の関係者が話し合っ、それでプラン作成して、あくまで原案ですけれども、それを検討会で審査して、それを町で農地プランとして決定するという部分があるのですが、この「人・農地プラン」の現在の進捗状況はどうなのでしょう。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 「人・農地プラン」の関係でございます。これは国のほうの施策ということで、今年度から作成をするという中でございまして、現在第一ステップというようなことで、10月に検討委員会を開催しております。こちらにつきまして、その検討委員会で認定農業者をまず中心でございますけれども、そのプランの中心となる経営体、こちらをピックアップをしまして、そこに集中してまずはいこうではないかという段階です。

ただ、これについても第二ステップとして、それぞれ各地区でそういう要望をできる限り取り入れて、もっとより具体的にというような方向で進んでいく計画でございますので、このプランは随時それに伴って変更していくというような状況でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） それも積極的に進めていってほしいと思います。時間の関係で先へ進みます。

次に、教育・文化関係ですが、いじめ問題についてお聞きします。いじめ問題につきましては、去る11月22日なのですが、新聞報道ですけれども、文部科学省でいじめの緊急調査の結果を公表しました。今年の4月から9月にかけて、全国に確認されたいじめ件数なのですが、14万4,054件、ちなみに群馬県では小学校では363件、中学校では233件でした。1,000人当たりの認知件数を見ると3.7で、この数字は関東では埼玉が一番低いのですが、下から2番目、次に群馬県となっております。このいじめ問題なのですが、今後道徳教育、それを強く推進するということなのですが、まずその前に現在の町内で行われています道徳教育についてお聞きしたいと思います。道徳教育につきましては、平成20年と21年に改訂された新学習指導要領により行われていると思います。その中の改善点としまして、道徳教育推進教師を中心に実施するとか、それから道徳の時間の授業を公開するとか、そういった部分があります。

そこで、お聞きします。現在、町内でどのように実施されているのか、頻度も含めてお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 現在、学校のほうで道徳教育がどのぐらい行われているかというご質問かと思いますが、国の方針に従いまして、年間35時間です。1週間に1遍ということで現在行われてお

ります。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 年間35時間、週1回ということ、わかりました。私は、道徳教育の充実は、やはり保護者、学校、それから地域の連携が不可欠だと思っています。この道徳教育を強く推進するということなのですけれども、具体的に頻度を多くするのか、あるいは学校の現場で先ほどの改善点としまして、道徳教育推進教師という形で、それを中心にもっとやっていくとか、いろいろあると思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 先ほど局長が答えていただいたように、増やすことはできないということですね、決まっていますから。基準が決まっていますので。ただ、道徳だけではなくて、国語も社会も理科も全てが人権教育ということであります。今、各学校から年間指導計画の中の人権にかかわる、要するにいじめを含めた人権を出していただきました。もうかなり各学校、分厚い状況になってきていると。分厚いというのですか、それだけ人権教育、いじめを含めた人権教育が非常に幅広く行われているということでございます。ですので、人権にかかわる教育は、本当にかかなり充実していますし、前に秋山議員からビデオを使って下さいと、ビデオもたくさん使っています。私も確認させていただきましたけれども、非常にいろんなビデオが使われておりますし、そういう中で行われているのだということでございます。

そういう中にもかかわらず、それをやっているにもかかわらず、いじめというのはある。それで、それはもう私はそういうものは大人社会の縮図かなと考えておりますので、いつの時代になってもあり得るだろうと、あるだろうということを前提にして、ではどういう対応をしていくのかということになっていくかなと思います。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） いじめというのは、やはりもう私創造性の欠如ではないですけれども、やはり他者の痛みを自分の痛みとして感じられない部分がかかなりあると思うのですが、これ提案なのですが、全国の先進自治体なのですが、いじめ防止条例というのをつくる自治体が最近若干増えていきます。条例の対象なのですけれども、小中学生、なぜ条例化するということなのですか、自治体や学校、それから町民の責務を明記することで、社会全体で取り組むべき問題であるという広く認識させるということです。いじめは学校という現場だけで抱え込まないで、その条例という大きな力の中で学校、家庭、地域が協力していじめをなくしていく、防止していくということが必要だと思いますので、このいじめ防止条例、そういった部分を今後先進地事例を参考に研究、検討していくということはどうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） やはりそういう状況になってきていますし、全体的な感じがやはりそういう条例とか、法的な部分を含めた形で規制するなり、それをすることで子供たちの意識も変えていくという面では、今後検討していく価値は十分あるかなと思います。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） よろしくお願ひします。

次に移ります。雷電神社を核とする周辺整備ということなのですが、雷電神社は板倉町の文化財を代表するものです。同時に観光資源でもあります。この貴重な地域資源を有効に活用する必要があるわけですが、それには当然周辺の環境整備が必要となってきます。板倉町の都市計画プラン、これ20年後ですけども、それを見ますと地域住民相互の理解と協力のもとで歴史的な町並みの創出を図るといふ文があります。ただ、これ20年後の一つの目標ですから、いずれにしてもこれからだんだんと近づけていくというものだと思いますけれども、当面は平地観光としての核としての雷電神社周辺の整備が必要だと思っております。その辺につきまして、あくまでこれは具体的にどうのこうのといふのはちょっと難しいでしょうから、方向性としてどのように考えているのか、まずその辺お聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ずっと長い間、雷電神社は板倉町のシンボルである。観光的拠点である。しかし、現状を見ると、どんどん衰退をしている一方で、他市他町から見れば、「板倉町って何やっているのと、あれだけのものがありながら」という指摘を受けていただいております。私もまだ就任間近でございましたので、多分いわゆる宗教、政教分離といふか、そういう難しさもあって、直接支援ができないのではないかとということも含め、いろんな形で研究していますと、どういう形でいわゆるそういった衰退に歯どめがかけられるかということで、教育委員会にも周辺整備に対する補助金がどういう形であれば使えるのかとかも含め、そういった面が当てにならなくても、都市建設課のほうでどこまでやれるのかということを実際に議論をしないと、どんどん衰退の一途をたどって、端的な例は正門といふか、表の参道も荒れ放題あるいは東の駐車場にしても水がたまればたまつた放題、神社が管理しなければ、例えば町で防火訓練を行うにも、水たまりを雑巾で拭いて、絞って、吸収してやるような始末。例えばアスファルトにするのがいいかどうかは別にしても、町があそこをアスファルトにしたいと言ったらどうなるのか、いろいろ疑問を投げかけながら、そういう周辺整備がどういう手法でできるかということで慎重に今議論を進めさせています。とりあえずは雷電神社の階段をおりた正門、一番、何番目の鳥居だか知らないですけども、神社側からすると第1位の鳥居、あそこまで町道が走っています。参道イコール町道、したがって、町道だからそれに整備をせよということで、来年新規予算でとらせるようにいたしました。

その間に輪くぐりを行う第2の鳥居、雷電神社のほうから見ると。その間は両方がいわゆる宿場みたいになっていますので、拡幅とか、そういったこともできません。できないかもしれませんが、あるいは拡幅しなくても、整備の方法があるだろうと。単に側溝をつけるだけでなく、美的センスも踏まえた参道整備を、参道整備と言うよりも町道整備をできないものかということで担当課に投げかけてあります。それから、参道から輪くぐり、第2番目のところから旗を立てるところまで、昔両側に松があったところ、これについても両方が昔はハス池だったのですが、埋め立てられて、現状非常に荒れた状況になっておりまして、これもふさわしい町道として、例えば公園通り線みたいに両方へ植栽を植え、その植栽に松を植えようが何を植えようが構わないのですが、やはりその板倉町のシンボルと重要文化的景観の拠点としての雷電神社あるいは町道としてそういったものを踏まえたときに、どういう整備の方法があるかということも含め、今、新年度に向けてその予算化と検討を進めさせています。

それから、1本、西の道、雷電神社の西側に時とすると小林屋さんの駐車場と間違えられるのですが、あそこの駐車場も南から、板倉高校から拡幅した道から乗り入れることで利便性はもちろん上がるだろうということも含め、あそこの植栽も取り除くことも含めて、駐車台数も含め、非常に何台もとまれませんし、利便性を高めたときに、余り西側の公園を食わずに、拡幅等が必要なときに駐車スペースを増やすということになれば、どういう方法があるかとか、いろんな検討をさせていまして、そういう政教分離の難しさの中で、町が最大限踏み込むという決意をしないと、ずっと衰退の一途をたどるのではないかという危機感から、現在そういう指示を、できることをやるということで指示しております。

そういう意味で、周辺整備ということも、さらには大きくもっと必要性も出てくるかもしれませんが、やれることをやっていくということで、基本的な町のシンボルをこれ以上衰退させないということを町も強い決意で意思表示をするということにもなろうかと思っております。それについての手法は、法的な問題とか、いろいろありますので、今後一々検討しながらやっていくことにしたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 周辺整備関係につきましては、私地元ですので、今後地域住民、それから神社関係者等々いろいろな話し合いながら詰めていきたいと思っておりますけれども、町としても今後積極的な支援をお願いしたいと思っております。

次に、環境に移ります。ラムサール条約登録された渡良瀬遊水地を尾瀬学校と同様に学校教育の場としての推進という形と、それから治水・自然保護・環境保全の意識改革の推進ということでお伺いします。

まず最初のこの渡良瀬遊水地を尾瀬学校と同様に学校教育の場として推進するということなのですけれども、私もこれは同感です。ご存じのように、群馬県内でラムサール登録されているのは、尾瀬と遊水地、2カ所です。片や高層湿原ですよ。片や、こちらは低層湿原、植生や動物の生態状況、いろんな意味で比較するのも貴重な場所です。尾瀬につきましては、群馬の子供たちが一度は尾瀬を訪れ、自然を守ることの大切さもしくは郷土愛など学んでもらいたいということで、平成20年度から尾瀬学校補助金を創設しまして、尾瀬学校の実施を推進しています。渡良瀬遊水地を学校教育の場としてどのように推進していくかということなのですけれども、その尾瀬学校のような制度的には、これ群馬県内全体を見据えた場合には、なかなかその制度創設を図るのは難しいと思うのですが、ただ、今後群馬県に働きかけていくしかないのでしょうか、あくまで段階的に進めるべきだと思っております。当面、まず町内の小中学校の子供たちなのですが、ぜひその渡良瀬遊水地を訪れることのできる仕組み、カリキュラム、カリキュラムまでいかないかな。仕組みを考える必要があると思っております。その辺はどうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 現在、東小は非常に地の利ということで利用しております、先日も近隣の野木町、古河市、栃木市、加須市、板倉町も含めて6校が集まりまして発表会、要するに遊水地の動植物、生物等の発表をもう11回目だったと思っております。それと、東小についてはオリエンテーリング等も利用しているというようなことでございます。

そういう意味からしまして、できればほかの北小、南小、西小あたりもそういう部分で利用できればなどというふうに思っております。東小がいろんな取り組みやっておりますけれども、やはり地域の先ほど出ていた

語り部とか、地域の川魚の専門家とか、そういう方々に協力していただいて実施しているのもありますので、その辺も少しこちらもちきちと把握して、どういう方々が行って、どういうふうな説明が受けられるのかもちょっと全部は把握しておりませんので、その辺をしっかり把握して、やる以上はどのような形でやるのかもきちとした形で、ほかの学校にも普及できればと思っています。ただし、やはり教育課程の問題がございますので、それをどこに位置づけるのか、総合的な学習の時間が一番妥当なのかなというふうに思うのです。あと理科の授業、社会科の授業等関連するところもありますので、その辺も検討しながら、現在やっている東小学校のような取り組みを北、西、南にも取り組んでいけるような状況をつくれればなというふうに考えております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） そうですね。その辺の体系的に何か取り組みをいろいろ研究していただいて、進めていってほしいと思いますが。

次なのですが、同じところで治水・自然保護・環境保全の意識改革に取り組むということがあります。この意識改革に取り組むということなのですけれども、どういう意識を改革するのかという部分があると思います。仮に渡良瀬遊水地を例にとりますと、これはあくまでこの治水と自然保護と環境保全に関係してはすけれども、ラムサール登録前ですけれども、治水団体、それと自然保護団体が対立していました。治水団体は環境保全が優先されるということで、治水のための掘削などが制限されるということで、かなり不安視していました。心配していたわけです。そこで、国のほうでは河川法と鳥獣保護法の規制のもと、治水目的の土地造成を認めまして、湿地保全と再生基本計画、これ遊水地ですけれども、実施するというので、治水の不安を一応解消したと思っています。

こうした治水事業と環境保全の両立を図るための意識改革を推進するのか、その辺をちょっとお伺いします。それ以外にも何かあるのか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今の荒井議員さんの考え方でまずは第一義的にはよろしいと思います。もう少し第二次的には、やはり自然の大事さを、自然が裕福なところに住んでいる人ほど感じないという、そういう意味で、それでないとこのラムサール条約登録湿地ののれんが現実には観光地化にもつながらないと。都市化の非常にぎすぎすしたところの人は時折訪れ、自然がすばらしいと言っただけですが、むしろごく自然が当たり前と感じられるほど、だからこの地域がよほどすばらしい自然ですと、世界でこれが登録されるぐらいのこの場所なのですと、やはりみんなが認識してもらおうような改革というか、意識改革をPRを進めなければ、観光地化などはほど遠いと思っております、そういう意味であります、もう一つの二次的な意味は、環境の大事さを総合的に冒頭言ったことと同じですが、進めるということです、認識を。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） それでは、先に進めます。

行財政全般なのですが、協働のまちづくりを進めるということなのですが、現在少子高齢化、人口減少社会、それから地方分権の流れの中で、地域で支え合う、それから地域を基盤としたコミュニティの形成が求められているというのは、恐らく誰しも認めているところだと思います。板倉町の地域事業推進計画にも、

この協働時代の到来ということで、積極的な推進が一応述べられています。

そこで、この協働のまちづくりをどのように推進していくのかお伺いいたします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 協働のまちづくりとは、まだそんなに古い言葉ではありません。高齢化、少子高齢化の社会に向かって極度にこれが頻繁に使われる、いわゆる右肩社会の想定でそういう言葉が頻繁に使われるようになったと理解しております。言いかえると、片や行政は行政改革を求められ、職員の削減も効率化で求められ、右手では多種多忙な、いわゆる多岐にわたった町民の住民サービスを求められるという時代、しかも右肩下がりの不景気経済が縮小する中で、それは結局解消するには、要するに役場でやれることは限度がありますよ。理想的なものを求めるには、ではやれることをやっていただきましょうという、そういう簡単な乗りであろうと理解しております。

したがって、具体的にというのは、今年1例か2例、やはりこういったものをモデルとしてつくりなさいと。こういったものに住民の皆さんにも参加をしてやっていただきたいと。もっと言えば道普請型みたいなものなどももう既にやられておりまして、それには恐らくギャップが、今の住民の皆さんとのギャップ、「こんなものまで私たちがやるの」ということまでぐらいの意識改革をしないと、いわゆる非常に税が上がりにくいこれからの世の中を考えるときに、サービスを満足させることはできないと全国の全ての市町が考えているわけでありまして、そういう意味では、モデルを一、二、今年実行できればということで指示してございます。それからまた、それを踏まえて議論をしていただければと思っております。ありがとうございます。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） これは一つの提案なのですが、多くの自治体でこの協働のまちづくりにつきましては、条例、協働のまちづくり条例等を策定して進めているのですが、できれば来年度、25年度ですけれども、一つの準備期間ということで、協働の仕組みあるいはマニュアル、そういった部分を検討していただいて、その検討機関としまして、協働まちづくり委員会ですか、名称は何でもいいのですが、そういった委員会なるものをつくりまして、同時にその協働のまちづくり推進事業という形で予算化も図っていく、そういうのが大切かなと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じ考え方で指示をしてございますので、それがどういうモデルになるかは、まだ今のところ断定はできませんが、もっともだと思っておりますので、基本的には考え方は一致しております。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） これは最後になります。合併関係なのですが、合併につきましては、対応可能な状況を維持するということなのですから、これは考えるに、要するに合併に対しての用意ができている状態ということだと私は思いますけれども、ではこれはどういう状態かといいますと、例えば精神的にか、あるいは行政事務的に可能な状況なのか。つまり合併時における行政的課題、特にデメリット部分ですけれども、あると思います。そういった部分について検討を加えていくのか、あるいは財政、住民サービスを含めまして、すぐに対応できるような総合的な分析、そういった部分を行っておくのか、その対応可能な状況とい

うのはどんな状況なのか、維持についてお聞きいたします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今になってみると舌足らずだったなという、この文章については。一番下に一番大きく書いてありますが、合併の持ちかけが来たときに、話し合い、また今の町の状況は、アンケートはとってございますが、それに対して1市1町、これについてはもう述べるわけは、同じことです。合併そのものを決断するには、いろんな手順も含めて、今言われたいわゆる実際に相手が決まって、枠が決まって、相手が決まって、お互いの利害も踏まえて、真剣に議論して、合意をしたところが合併しているわけですから、今までにやっていることは、まだその前段で現在停滞をしているというか、そういう状況だという話はしております。合併以前の知識として、合併に対してはメリット、デメリットがこうあるよとかというものは、アンケートをとるためにもいわゆる全く周知をされていない町民意識レベルを高めるためにも、そういうものはやっておりますが、具体的には合併の話が来たときに、いつでも話し合いに乗る、それがいつでも対応可能なという認識で出しておりますが、ちょっとこの文字は考えてみると、無条件でいつでももう合併していくのかとか、そういうことではございませんので、ちょっと改めて見ると、そういうとり方もできるのかなど。真意は話し合い、テーブルに当町は着かなかったという経緯を踏まえて全て合併論議が始まっておりますので、私は合併を推進をするということは、まずほかから求められたときには、最小限テーブルに着くと、そこから始めるということでありまして、テーブルに着くためのどういう条件であればテーブルに着いてもよろしいかというアンケートはとらせていただいたつもりであります。ただ、これも年数がたちますから、何年かたてば、またいろんな情報を交えながら提供もしていく可能性もなきにしもあらずだとも思っております。

一応お答えとしてはそういうことです。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 仮に合併した場合の行政的課題、それはその時点で確かに話し合っていけば、それは解決できる問題だと思いますけれども、合併推進室が現在ありますので、その中でその住民サービスあるいは当然行政事務的には国保の問題とか、水道の問題とか、施設の共同使用とか、いろいろ問題あります。ですから、そういった部分も総合的な分析、シミュレーション、一応やっておく必要があるのではないかという感じしますけれども、いかがでしょう。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それらについては、広域的な行政の中で、例えば合併問題研究会的な職員の中でも、相当いろんな形での調査は基本的には進んでいると思っております。ただ、合併のそういうものと、いざ合併をするのだということについては、相手が決まり、では話し合いをしようというときには、やはり臨む姿勢も当然違ってはくるわけですし、出さない資料も、出せない資料も求めなくてはならない場合もあります。例えば財政の関係なんかでも、一般的に公示されている財政諸表だけでなく、こういった面はどうか、そういう話し合いも真剣にしていかななくてはなりませんので、そういった意味での下準備はそれなりに各町の状況も含め把握をしていると、一応報告は受けておりますが、また時代も流れていますから、3年、5年に1

遍ぐらいはさらにさせなくてはなりません。私がもう就任してから4年たっていますから、ということも含め対応をしていきたいと思えます。

○3番(荒井英世君) 時間が来ましたけれども、ちょっと最後に一言だけ。

○議長(野中嘉之君) 荒井英世君。

○3番(荒井英世君) 12月広報紙の中で、町長の就任の挨拶の中にありましたけれども、今後の町にとって大きなプラスの要素、当然自然環境と書いてあります。問題は、一つ一つの要素をいかに連携させるかだと思っています。例えば遊水地、それからメガソーラー、ヤマダ電機のスマニティタウン、それから東洋大学の存在がありますね。これらを板倉町にあるさまざまな地域資源、それと結びつけて町の活性化を図るとするのが一番重要なかと思っています。

以上申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○議長(野中嘉之君) 以上で荒井英世君の一般質問が終了しました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

休 憩 (午後 0時27分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長(野中嘉之君) 再開します。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、延山宗一君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[5番(延山宗一君)登壇]

○5番(延山宗一君) 5番、延山宗一でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

昨年になるわけですが、3.11の震災、原発の事故、その後7月には奈良、和歌山で発生をいたしました集中豪雨や川の氾濫と、近年にない本当に思いもよらない災害がいつでも、そしてまたどこからでも起こるわけでございます。そう言っても過言ではないということでございます。本町ももしものときに備えて防災計画を策定、対応できるように準備をされているわけでございます。また、区長を中心とした地域防災組織を立ち上げまして、実践的に取り組みが実施をされているわけでございます。加えて、地域防災リーダー、研修会を開催しまして、犠牲者ゼロを目指した勉強会、そしてまた講演会を開催するなど防災に対する意識の高揚を図りつつ、町ぐるみ真剣に取り組んでおるわけでございます。行政職員の立場として、もしものとき、防災要員としての役割を果たさなければならない責任も兼ねておるわけでございます。3.11、本町職員として初動マニュアルに従って行動したわけですが、実際のところおくれがあったと説明があったわけでございます。今後見直しもしていきたいということで答えているわけでございます。犠牲者や被害者を最小限度に抑えることは一刻も早く状況を把握しまして、正確な情報を伝達をする。初動マニュアルに従って行動に移せるかということにかかってくるわけでございます。本町のその初動マニュアルを見直したということを含めて、どう対応していくのか最初お伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） この防災の関係につきましては、この議会でもたびたびご質問をいただいています。その中で今、延山議員おっしゃったとおり、防災計画の見直し、それとそれに基づきます初動マニュアルの見直しを今行っています。初動マニュアルの見直しについては、今おっしゃったとおり、できているという解釈ではなくて、今、防災計画の見直しと併せて見直しを行っているという状況です。加えて、今、議員おっしゃられたとおり、町ぐるみでいろんな形でこの防災については、最大の重要事項ということで今取り組んでいます。今、議員がおっしゃられたとおり、いろんなもろもろの取り組みを行っています。

そんな中、昨年6月にご承知のとおり、特に今申し上げた地域の防災力の強化等と、いわゆる最低でも命を守るという訓練を行いました。情報伝達、避難行動を起こしていただくと、その訓練を行っています。その中で、いろんな区長さんから、あるいは職員からいろんな反省点をいただいています。具体的には、この訓練については、今申し上げたとおり、我々職員の役割については、当然緊急的な対応、その後に例えば防疫だとか、いろんな対応があるわけですけれども、今申し上げた情報伝達と避難行動の中心の訓練を行ったということで、職員の配置もそれに合わせた配置で訓練を行っています。

幾つか今申し上げた今後の課題と申しますか、そういうものが出ていますので、参考としてお話を申し上げます。具体的には、職員のほうからは具体的に防災計画に沿った訓練をやはり取り入れるべきだろうと。やはり地域の方が防災訓練が終わって、避難所に避難していただいたと。その後の訓練も自分の役割と併せたような形で訓練を行う必要があるだろうというご意見をいただいています。併せて、具体的に今回はいわゆる避難される方のこれぐらいの時間がかかるだろうと、あるいはこういう課題があるだろうというところの統計的なものはとってありますけれども、職員の配置がどの場所に、どういう形で配置できたか。時間も含めて今回データとしてとってありませんでした。したがって、職員のほうからもそういうデータをきちっと人によってこれぐらい時間かかるのだよというものもとっていくべきだという課題も出されていますので、それらも踏まえて今後の訓練や、あるいは防災のマニュアルについて生かしていきたいと思っています。したがって、そういう形で今現在進んでいます。

併せて、具体的にはそのでき上がるまでには、さまざまないつ起こるかわかりませんので、例えば課長会議においてこういうことを確認しながら進めています。例えば防災計画の中では、震度4以上の地震、課長職においては1号動員と申しますが、全て改めて招集がかからなくても、役場へ集合するという決まりがあります。それらも時がたつにつれて、ややもすると薄れてしまいますので、そういうものも課長会議の中で確認しながら対応しています。

それと、先ほども台風のお話が出ましたけれども、そのときには、いわゆる関係する農政関係あるいは道路関係、それと総務の防災関係等々で連絡調整しながら、課長を招集して対応を図ってやると。したがって、最終的なきちとした防災計画あるいはマニュアル、成文化できておりませんが、その都度そのことも確認しながら対応しているということでご理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） ただいまのお答えの中に、実践的な取り組みを踏まえて訓練をしているというお答えをいただいたわけでございます。やはり実際マニュアルがあっても、それに向けて直接的にいざ慌てたと

きに対応できるかということ踏まえて実践しているということは結構なことなのですが、それを踏まえてお聞きしたいと思います。現在町の職員、居住地についてお伺いをしたいと思います。全職員のうち町外から通勤されておる職員、何名ぐらいおられるのかなど。全体のパーセントも含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） パーセントのほうは出ていませんけれども、職員が148名います。町内に100人が居住していると、町外が48人ということですので、3分の2は町内にいるのかな。逆に言いますと3分の1が町外の職員という形になろうかと思えます。お願いします。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 3分の1の職員が町外からこちらに来ているということなのですね。先ほどのお話の中にありました、やはり実践的な取り組み、訓練をするということは、当然町外の職員と町内の職員ということは、当然駆けつけてくるにも時間の差も出てくる。もしおわかりであれば、近隣の町、北川辺なり、加須なり、また明和なり、そういう細かい職員のデータございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 一番遠い方で深谷市という方がいらっしゃいまして、キロ数でいうと40キロぐらいかかるのかなと思っています。

それと、キロ数ごとのデータを手持ちで持っていたのですが、その後、質問お答えした後で答えたいと思いますので、それは後回しにさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） ただいま伺ったところ、大分遠くから来ている。遠いところは約40キロぐらいかかって庁舎に来ると、役場に来るとということなのですね。非常に遠距離から来ている方、改めて感じるわけなのですが、当然距離的な問題と比例して当然時間もかかるということなのです。そうしますと、職員60歳までここで出勤をされる中に、また年代が非常に若いこれからの人、特に板倉町、結婚しますと板倉町ではなく、町同士の人が結婚して、例えば近隣の市のほうに行くとかと、そういう傾向にもあるのかなと思います。もしまた数字で聞くということは、データで大変申しわけないと思うのですが、年代別でわかれば、わからなければ管理職、係長、また一般職、その辺のところでも結構ですので、わかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 年代別のデータで申し上げます。

まず、30歳未満、町内が15人、町外が6人、30歳以上40歳未満と、30歳代が町内が24人、町外が23人、40歳代、町内が28、町外が11、50歳以上につきましては、町内が33、町外が8と。今、議員おっしゃられたとおり、そういう理由もあるのかなと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) 今の数字聞きますと、50歳代になりますと、33が町内だと、そしてまた8が町外だということで、大分年齢が上になる。年が上に行きますと、町内に居住しているという方が多いのかなと思うのですが、やはり若い人、若干町外に住まわれている方が多いようにも感じます。当然職員の立場で板倉町外に住む人というのは、それぞれ理由が当然あるのかなと思うのです。これはもう家庭的なこともある、またいろんなもろもろの条件等もあるのかなと思うのですが、まずは町外に住まわれるようになっていく一つの理由といたしますか、やはり何らかの原因によって板倉町から町外に出ていくということになっていくのかなと思うのですが、そういう意味の中で、なぜ居住地を町外に求めるのか。課長、その辺のところを自分なりにどう理解しているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長(野中嘉之君) 田口総務課長。

[総務課長(田口 茂君)登壇]

○総務課長(田口 茂君) その前に、先ほどの質問の関係で、どの地域ということで、市町村ごとにはわかりませんが、データがちょっと中に入っていて、遠い方からいきますと、今言ったように40キロから45キロの範囲で1名いると、20キロから25キロの範囲に7名います。それと15キロから20キロの範囲に8名、10キロから15キロの範囲に10名の方がいると、それと5キロ以上で町外の方が21名いると、そのほかについては町内に住んでいるという形になっています。

職員の全体の居住地の関係でありますけれども、具体的には震災以降、そのほかの関係でも、職員がいわゆる町に対して、あるいは地域の方に対してどういう役割といたしますか、になっていけるだろうかということで、町長のほうから具体的に町外に住むときにはこういう理由で住みますよというものを示してもらえという指示をいただきまして、そういう調査もやっています。最近の傾向とすると、やはり30代の方、結婚を契機に、例えば奥さんの職場が前橋であったり、太田市であったりということで、職場の関係でその中間点というのですか、そういうところに住まわれる方が傾向とすれば増えてきていると、いわゆる共働きでお互いがやめられないという状況で町外に住まわれる方が多くなってきているのかなという傾向は個人的には感じています。

以上です。

○議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○5番(延山宗一君) 先ほどの話、わかりました。

そしてまた、課長に求めたのは、やはりいろんな条件もろもろがある中で原因があるということなのです。また、それを踏まえて少しでも近い、最低今、深谷市から来ていますね。近くに住めるような、もちろん家族構成もあるのでありますが、対応していかなければならないのかなと思うのですが、そういう意味合いの中で、町長としますと、この問題についてどう考えられているかお伺いをしたいと思います。

○議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) 非常に困った問題だと思っております。ですから、いろんな機会をつかまえて、そういう意味での町内にできるだけ住むよということとか、町外に出る場合は理由を明記せよとか、もちろんそういった方法もとっているのですが、さらに役場で新採用を採るときにも、それらも含めて住所を判定材料の中の要素には加味もしている点が事実であろうかと思っております。いわゆる一番難しさを感じる

のが新採用の場合、我が町では学力テストと、あとは面接が、作文と、あとは面対面の俗に言う面接という3つを加味して評価をするわけですが、板倉町が全体で30名受けたときに、許容の範囲の中に入っていればいいのですが、板倉町の受験者が20位以下とか、だからやむを得ず遠いことを承知しても、採らざるを得ないということも現実論としてありますし、そういった人とどういう形で区別、必要があって遠いことを承知で採る場合と、あとは誰が見ても町内同士が住んでいて、結婚して町外に行くとか、いろんなケース・バイ・ケースであるわけです。町内でお勤めの方ですと、極端に言えば2キロ以下は通勤費はただ、無給、私は納得していないのですけれども、これも改善せよと言っているのですけれども、2キロ未満の人でも職員は車で通っています。ガソリン代は出ません。さっき言った40キロ圏になれば、免責なしで40キロなら40キロで出ますし、あるいは住居手当あるいは我が町で働いて外へ税を落とす、所得税も含めて。なおかつ生活するためのお買い物も外です。我が町がどんどん、どんどんそういう意味でにぎわいがなくなる、あるいは日本は少子化ですから、1単独町が小細工をしたとて、館林から板倉、板倉が増えれば館林が減るぐらいなものでしょうけれども、いずれにしても総体的に自分の町へ住んでいただきたいという人口増加策も先ほどの質問ではありませんが、観光をどうするか、定住、昼間人口をどういうふうを増やすか、片やそういう方向で一生懸命骨折っているにもかかわらず、役場の職員が先ほど年代的に発表させましたが、おおむね40以下で約半数、50%と、これが非常に問題だと思っております。ということも含め、例えば新採用にしても、我が町が我が町の出身者を、受験者を限定をすれば、館林とて、あるいは明和とて、近隣も含めやはり鎖国をしようとする、そうすると公務員になりたい人もほかは受けられないとか、そうすると小さい町は能力がある人が万が一、先ほどは能力がない例をとりましたが、能力がある人がいても、板倉町の役場に勤められない。館林を受けたいとか、いっぱいそういう逆に自由も束縛される。非常に難しさを考えながらもありますが、一つの方法として、現在、これも当初は相当抵抗がありました。町外へ住んでいる方は、ふるさと納税制度を幾分かでもご利用いただけないだろうか、板倉町で稼いで館林なりへ先ほど言った論理で税も納めるのです。ですから、所得が、納税の範囲が全く変わらず、ちょっと手続が面倒だけれどもということで、ふるさと納税ご承知のように、2万円程度であれば、その人の納税額は全く変わらないと。板倉へ2万円までなら納入できて、例えば5万円の人が3万円館林へ、板倉へ2万円と振り分け、そういった自分の本日あることが誰のおかげであるかということもやはり教育としてしつけていかなければ、やがてそんな一口に言いましても、一挙に館林や東京よりも、あるいは市よりも、板倉町の居住的環境がすばらしく利便性とかがよくなるということは、そんな短期間では努力はしますが、想定できないということを考えたときに、そういった利便性や、いろんな面で暮らしやすいというだけで、先ほど言った、またしかも加えて安全・安心を考えたときのここが供給基地の本拠地ですから、そのときに半数も職員がこの職員は30分かからなければ来られませんよ。でも、途中で事故があった場合にはわかりませんなんて言っているのは、実働の緊急要員として何人当てになるのかという、そういう論議も含めておりますが、人権の問題、職業を居住地を法的に規制できないとか、いろんな今挙げましたような部類だけでも幾つか難しさもあるし、今は本人の自主的な判断で、最近は多少色を出しています。やはり同じであれば、貢献度の高い人をもしかしたら優遇せざるを得ないかもしれないと。それそのものもそこまでいき、優遇すると言ってしまうと、何か法的にまずいとか、非常に個人の株式会社ではありませんから難しいのですが、でも、町民の立場からすれば、私が毎晩、毎晩いろんな団体との交流を踏まえて出ている、「町長、こんなに就職ができない時代で、な

ぜ外から採るんだ」と。だけれども、一応試験をやるからには、それなりの優秀さも、ましてこれからは必要でしょうし、かつて学歴を大学卒以上にしたのはけしからんという質問もありましたけれども、それではまあという反論で、今後のことを考えたときにということで、我が町はこうしていますという独自性も出していますが、いずれにしても片や優秀な職員ができるだけ必要、片ややはりふるさとを思う、自分が今日ある生活が保っているのはどこのおかげだということを踏まえたときに、協力をできるだけしていただきたいと。その協力度はいろんな意味での評価の対象にするということまで今のところ言い出し始めていますが、非常に難しさと若い職員のギャップに頭も悩ましているのも事実でございます。

なおかつ、採用試験のときには、採用者には必ず念を押して「我が町に住んでいただけますか」ということで、今のところ私の代になってからは、でも、裏切って、1年か2年で裏切る人もいます。それをどうしようかとか、激怒しますけれども、「あんた2年か3年で面接のときの約束を破ったじゃないか」と。だけれども、それがでは解雇なり、そういう理由にはならないということです。非常に難しさを感じていますが、ちょっとゆゆしき心配される状況であるということで、いい質問をいただいたと思っております。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） ただいま町内から若い世代の職員が人が出ると伺いました。だんだん、だんだん職員として重ねてくる。そんな中で、管理職になっていく。当然事業の立案もしていかなければならない。また、出向要員として模範的な立場になってくると。そういう立場の中で、やはり町内に住んでもらうということかなと、そんなふうにも思うのですけれども、やはり町内に住むことは、いろんな町の事業、例えば運動会や、またPTA活動、そしてまた地域の人たちのもちろん交流も含めて、いろんな地域の課題も把握しながら、町のことも考えていくということになるのかなと思います。

先ほどの町長が新採用、その中の募集の中に入れるのだと、口頭で入れるのだよということがありました。しかしながら、一、二年でぽんと飛んでいってしまうということは、非常に残念なことなのですから、しっかりと技術職を除いて、やはり要綱の中にぴしっとうたって、どうしても板倉町に住んでもらうのだと、よんどころない事情のない限り定住してもらおうような、やはり住んでもらうということも織り込んでもいいのかなと、そう思うわけなのですけれども、町長が先ほどのお話の中で、ぜひそういうこともあえて強く今後言っていくのだということを聞いたので、ちょっと安心をしたわけです。今後町の職員採用するに当たっては、条件の中に入れるということがしっかりと定めの中でしていただければと思っております。そういうことで、やはり特に町の財政厳しき中で、当然財政的な負担も町外の人というのが出てくるわけです。いろんな通勤手当とか、またいろんなそのほかの面でも負担はかかる。町内の職員との差が生じてくると思っております。町の安心・安全の確保、維持をする中で職員みずからつくり、また示していただきたい。それが災害に強い町かな、また行政かなというわけなのです。板倉町へ一人でも多くの方が定住をしていただく、そう思うわけなのですけれども、一応そういうことです。先ほど町長からお話も伺いました。

次に移りたいと思います。農業問題に関して質問を次にさせていただきますので、よろしく願いいたします。現在、我が国の食料自給率、先進国の中では最低水準の39%、農林業で支えておるわけでございます。稲作など主要な部分の農業では、高齢化が非常に進んできている。若者の就農者が減少しつつある。しかし、勤労者が定年を機に農業につく定年農業者が非常に多くなってもきているということなのです。若い担い手の確保が最も重要になるわけでございます。そうしますと、各自治体、また農協、各方面で取り組んでいる

わけなのですけれども、そんな中で群馬県の本年度新たに就農した新規就農者、前年比22名の計268名の方が新規就農をされた。わずかながら今までから申すと伸びはあったのですけれども、しかし、まだまだ就農者とするとは非常に少ない数字にもなっているということなのです。

本町の新規就農者の現状、そしてまた新規就農者として参入された経営体ということは、どのような農業者であるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、ただいまのご質問につきまして答弁させていただきます。

まず、本町の新規の参入者、新規の就農者ということでございますが、先ほど延山議員さんおっしゃいましたように、群馬県で24年度が268名というようなことでありますが、当町につきましては、まず今年度国庫補助事業として青年就農給付金というものが設けられまして、こちら経営開始型と、新たに経営を開始するタイプということで、そちらの対象となる新規就農者、こちらについては4名ということでございます。このうち2名は大荷場の麦作組合、法人であります。こちらで農業経験を積んでおりまして、その後、本年11月から経営を開始しております。こちらについては野菜、ネギ、アカダイコンというものを主に作付をしております。

もう一名については、農業経験がまったくなかったということで、1年間県の研修を受けまして、県の認定就農者になりました。その後、町内の空きハウスと農地を借り受けまして、併せて新規就農者支援の県の補助事業によって、ハウスの張りかえを今年実施しまして、キュウリ栽培を順調に開始しているということでございます。作付についても、農協さんに出しておるのですが、新規の就農者としては、そこそこの量を出しているというような情報が入っております。

もう一名ですが、こちらはやはり町内在住の方ですけれども、22年の1月に経営を引き継いだという形です。これはお父さんが農業をやっておりまして、お父さんにご不幸がありまして、その後経営を引き継いだというような形でございます。こちらにつきましては、キュウリと米、複合経営という形で作付しておるといったような状況でございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 4名の方が新規就農されたということでございます。なかなか新規の方ということが難しいのかもしれないのですけれども、青年就農給付金の関係、これにつきましては、5年間であるわけなのですけれども、150万円給付があります。その当然給付を受けて、新規で就農するというのが、本来は経済的にも非常に強みになるなと思うのですけれども、それについてなかなか取り組まれた方が少ないということなのですね。それについて何か問題点があったわけなのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 問題点といいますか、要件でありますので、やはりその150万円という額を年間給付しますよという裏には、250万円ですか、250万円所得を超えたものについては、その場合も外しますよというような、こういう厳しい条件もございまして、それと基本的には後継という形、要するにお父

さんが農業をやっていて、その後せがれさんが戻ってきて、例えば会社をやめて、後継として始める。もしくはもともと学校を卒業して農業をすると、こういう形であっても、その後継者に経営権を、経営の内容をそっくり移していかなくてはならないという部分はありますので、ここにこの対象になる人数というのはいはり限られてきているというのが現状でございます。

先ほど実はこれ農協の数字で、新規というか、平成20年以降、板倉町については約20名の方が後継で継いだり、新規というような形で就農をしておりますが、ほとんどが、20名のうち19名が後継という形が実態でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 後継ということは、新規就農ではないということで受けとめてもいいのかなと思うのですが、新規といいますと、なかなか難しいところがあるのは理解できます。今、農地を借りるのも、今まで農業に参入していなければ土地も借りられないとか、また買えないとかということで、農地に関しての規制というのは非常に厳しく制約はされているということは理解できるのです。そういう面についても、やはり行政とすると応援もしていかなくてはならない、支援していかなくてはならないかなと思うのです。

そういう人のために、やはり新規の方は当然技術的なものも、また経済的にも非常に厳しい方もおられるということです。各自治体の中、経営初級講座というのを自治体ではやっているところもあります。これは当然自治体だけではなくて、JAとか、また普及所とか、そういうところも併せてタイアップをしながら、支援に回るといことがあるわけなのですけれども、本町としての取り組みはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 新規就農者の支援の関係ということかと思いますが、先ほど申し上げましたように、まったく新たにその農業を始めるということは非常に大変なことではございます。そういうことで現在その後継、要するに親がやっていたところを引き継いで農業を続けるという方が圧倒的に多いと考えております。だからといって新たに、本当に挑戦してみたいという方がいらっしゃるわけではございませんので、そういう方も当然町にも相談に来ていただいております。そういう場合は、県、邑楽館林農協、農業委員会、こちらでいろいろ内容を聞いて、どういう経営がやりたいのか、どういう形でやっていきたいのかという話、何回も相談をしながら、それに合わせてアドバイスをしていっているという状況でございます。現実的に今年は2名、そういう形の相談の中で就農をしている方がいらっしゃいます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 2名の方が取り組まれて、相談に来られたということなのですね。先ほどの経営体が、野菜農家、またキュウリということと、また耕種と併せた複合経営の方だということなのです。当然どんな内容にしても、初期投資が非常に大きいということなのです。当然施設をつくるには、お金はかかる。また、機械導入にしても、資金が必要とするわけです。多額な初期投資が少しでも負担が軽くなるように就農支援資金というようなところで支援されているところもあるということです。それに加えて、当町としま

すと、そういう支援体制ということは考えておられるでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 支援といいますと、もちろん新規の就農者だけではなくて、現在も農業を行っている方たちもそれぞれ営農の上で機械を当然買いかえたり、老朽化した施設を新しくしたりというような条件は出てきているものでございますので、それは例えば施設であれば、国庫補助事業だとか、それから機械も補助事業等がありますので、そういうところへ誘導、こういうものがありますよというようなお話はさせていただきます。

あとは、町内で、最近、先ほどの2人の方は空きハウスを利用して新たにそのキュウリ栽培を始めているということでありまして、町内の施設農家が継続ができないというのもだんだん出てきております。それについて情報を農業委員会、農協さん、いろいろところで情報を交換し合って、ここでこういうハウスがあきそうだよというような情報がありましたら、いち早く関係者に知らせ、空きハウスを利用して、初期投資をできるだけ抑えてというような指導も行っているという状況です。ただ、町単独という形のその支援策というのは、まだ現在のところ構築はしておりません。そういう状況です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） その中で、先ほど答弁の中にありました。ただ、保護するということではなくて、連携も必要だということなのです。特に本町の場合、隣が館林なり、藤岡なり、北川辺ということで、非常に町外の農地も絡んでおります。板倉町の北地区におきましては、板倉町の中ではあるのですけれども、実際は館林だということなのです。そういうふうなことに付くと、非常に横の連携といいますか、情報をお互いに連絡をし合って、こういう施設があいたよとか、こういうふうに農地が出ているよ。耕種地があるよとかというようなことになるのかなと思うのです。そういうことを踏まえると、お互いに情報の共有化をしながら当然取り組んでいかないと、ただ内輪だけであいているかな、あいていないのかなということではおさまらないのかなと思うのです。ですから、いろんな面から、もちろん農協も当然絡んでくるわけなのですけれども、情報の共有化をしながら、その欲しい人、また出したい人、借りたい人、そういう人のためでもタイアップしていく。情報し合うということも必要であるわけなのですけれども、そういうふうな面についての板倉町とすると取り組みはどんなふうに行われているのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 具体的に、定期的なというような形では、情報の共有化ということはまだそこまでは体系的にはできてはいないのですけれども、当然邑楽館林農協、これは邑楽館林が管内ですので、そちらの情報というのは逐一その担当のほうからこういうのがありますよというのが入ってくるような形になっております。また農業委員会の組織も邑楽館林で協議会を組んでおりまして、その中で会合、役員さんが集まって、これは定期的に会合しておりますので、その中でそういう情報が出ましたら、やりとりもしております。

ただ、別に連絡はとにかく密にとりたいと考えておりますが、まだ体系的に月例月1回だとかというような形ではつくられていないというのが現状でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） この問題については、近隣の市町一体となっていかなければならないのかなと思うのです。私の近くの方が就農しました。しかしながら、なかなか初期投資ができないので、ハウスを借りたので、そういうハウスはないのかねということで、農協に相談をしたそうですが、そうしたらなかなかありませんよということだけで処理されてしまったということなのです。農協さんが果たしてどの程度聞いてくれたのかなと、その辺はちょっとわからないのですけれども、実際そういうふうに使ってくださいというようなことを申請をしないと、やはり表にもなかなか出てこないところがあるのです。ですから、貸したい人、また借りたい人、その就農者がやりたくても、なかなかわからない点も出てくるかなというふうなことを思うのですけれども、それも踏まえて、いろんな情報機関を添えて、耕種も含めて連絡といいますか、伝えていくことがより新規就農を増やす一つの要因かなと思うのですけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

次に移りたいと思います。家族間で働きやすい環境づくりを目指し、仕事の分担や給料、そして休日を定め、農業に従事をしていく。家族、経営協定であるわけなのですけれども、本町の締結をされている状況、また経営者はどのぐらいあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、続きまして、家族経営協定の関係でございます。家族経営協定がなかなか増えていないというのが現状でございます。現在当町で協定の締結数というのは27件ございます。この協定は1度締結をすると、基本的には5年間で切れるとかという形ではありませんので、お互いに申し出がなければ自動的に継続するという形でございますので、本来は数が減っていかないわけです。ですから、始まってからなかなか増えていないというのが現状でございます。その中で過去5年間、平成19年から23年につきましては7件締結がされております。こちらの内容ですが、平成20年度にまず4者協定といいまして、こちらの今やっている経営者の方と、それから奥様と、それから後継者のせがれさんと、せがれさんの奥さんとが4者協定というのですが、その4者協定が2件、それと労働報酬と親子協定、こちらが1件ずつということ。労働報酬を決めるということと、親子の契約をするというのが1件ずつということで4件です。平成21年度は親子協定が1件、平成22年度が3者協定が2件ということ。この7件のうちの4件、こちらについては親子の共同申請ということで、認定農業者として認定を受けて、普通であれば認定農業者というのは、1つの経営体、農家に1名というものなのですけれども、この家族経営協定を結ぶことによって、共同申請を行って後継者と2人、この2名が認定農業者として認定を受けることができるという家族経営協定の制度のメリットというのですか、そういうものがありますので、そちらの制度を有効に利用しているという状況にあります。

家族経営協定というのは、先ほど議員さんおっしゃいましたように、農業経営の役割分担とか収益の配分、それからあとは経営移譲、こういうものを後継者にやってもらうのだよというのが明確化されますので、非常に営農計画とか、それから営農について取り組みに確かに有効、明文化されるということで有効でありますけれども、この制度のメリットというのが、先ほど申し上げました認定農業者への共同申請ということのほかに、あとは配偶者、後継者の農業者年金保険料への政策支援、政策の要するに補助が行われる程度という

ことでありまして、こちらも2万円程度の補助というような形、助成ということになりますので、その程度の優遇措置ということでありまして、これを家族経営協定結んでいる方々からは、もっとメリットが何かないのかというようなことでお話をいただいているというのは現状であります。ですから、そういう意味では、より一層の優遇措置が望まれるというような状況になっております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） そんなに多くないわけなのですけれども、こうして協定を結ぶということは、技術的にも、また親子間の問題にしても、いろんな面でプラスも出てくるのかなと思うのですけれども、当然限られた人数、要するに協定者、こういうふうな方たちの連携をとりながら、技術的なり、お互いの話し合いをするということも必要ではあるのかなと思うのですけれども、それについて町としますとどう考えていますか。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） まず、家族経営協定を結んでいる方々の連携ということでございます。以前はそれぞれその年に数回ではあったかと思うのですが、協定を結んでいる方々が集まって、交換会、意見交換会みたいな形をやっていたということは伺っております。ただ、最近は、そういうわざわざ集まってというような形もとっていないというのが状況でありまして、町内の家族経営協定者一堂に会して情報交換というものも確かに必要かなと思っております。ただ、家族経営協定の締結者を対象に県などで講演会とかも実施しておりますので、そういう情報はできる限り知らせるようにはしております。今現在その意見交換会というのは大変また申しわけございませんが、まだ予定はしていない状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） はい、わかりました。農業者が安心して活躍できる、そして作業に従事できる現状を支援していかなければならない。家族協定がまだまだ増えていくように推進もしていかなければならない、その辺について課長のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 推進でございます。先ほど申し上げましたように、全部が全部で何かやるとメリットがあると、そのメリットのために締結なりするというのは、これは本来なかなか続くものではないとは思いますが、この家族経営協定については、そういうメリットが非常に少ないというのが現状でありますので、こちらについてはまた県のほうにもいろいろ何かないのかというような相談もしたいと考えております。ただ、そうはあっても国のほうは、この家族経営協定は非常に重要だというふうに位置づけておりまして、先ほど議員のほうからありました食料・農業・農村基本計画、こちらの取り組みの中でも、女性の地域社会への参画、そういうものに非常に有効だということで取り入れてありますし、男女共同参画基本計画というものの中にも、締結を進めろというようなことで、平成32年度の目標として7万件というような大きな目標を掲げております。現在のところまだ4万件程度というような状況なのですが、町としましても、もちろん優遇措置というのも当然あるかと思いますが、もっとこれを周知しながら推進をしたいと考えてお

ります。農業委員会を中心に推進したいと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） この問題について、栗原町長、農家生まれの農家育ちということの町長でございます。町長からご意見の一言をお伺いをしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 町長と当時の考え方は全く違っておりまして、こういうのを答弁すると怒られてしまうかもしれませんが、一家のうちで親子で働いていて、親夫婦、せがれ夫婦、第三者に協定を結ぶなどといって、お互いの立場を尊重し合うような家族では、俺はそんなのは農家でないという論者でございました。したがって、私自身は、だって親が経営者であれば、せがれ2人を、嫁さんも2人もですよ、就職を我が家にさせるのであれば、最低限このくらい契約以前の問題でしょうと私は考えるのです。このくらいくれば、他産業はこれだけ20歳にはくれているのだから、くればだめだろうとかというのは、それをしなくても第三者を立ち会わせて協定をするなどというレベルの問題はいささかいかかなものかというのが私は本来の持論です。

ただ、国もそういうことで推進をしているのでしょから、これは淡々と優遇措置があれば、さらに優遇措置をしていくというようなことになるのだらうと思っております、それだと町長と課長が考え方が違うのかということにもなってしまうのですけれども、本来農業の魅力がないということは、補助金や優遇措置ばかりを追求して、ほかの職業はそんなものはないのです、保証されている、補助金が入っている。やはり自助努力と、そういう意味では競争力と強い意思とで私自身はやってきておりまして、おかげさまで子供3人の大学も出しましたので、そんなにもうからない、女房と2人で働いてきて。だからやりようによって、強い意思と強い目的意識で働けば、何の職業とてできるのだらうと思っております、私はこの制度なんかには非常に余り関心しないです、本当のこと言って。親と子がそんな、ではせがれに満足だけくれて、親は日干しになって我慢するのかいと。だって、論理的にはありますよ。両方が合わなかった場合にはどうするのですか、農家やめるのですか、やめないのですか、せがれは後継を勧めないのですかとか、いろいろあるのですが、そういう意味で国の農業政策そのものが非常に甘ったるいという感じはいたしてはおるのです。これが答えになるかどうか。とりあえずは今の立場はそういうことで国がやれと言うからやっていますけれども。ということでございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） わかりました。国がこうしろということで経営は成り立つということでもないのかなと、そんなふうに思います。先ほど農業の基本計画についての件、さわりを課長のほうから話されたということでございます。

あと1分ということでございます。本当に農業を取り巻く環境は、非常に年々厳しくなっているわけでございます。しかし、弱音を吐くのではなくて、夢と誇りを持って一步一步進んでいかなければならないなと思っておるわけです。やりがいのある産業として、また農業を選んだことに夢と誇りと、また農業に対しての自信を持って農業だというようなことになっていかなければならないなと思っております。行政の方も今

後今まで以上の力添えをいただければ、農業もより発展もされるのかなと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

以上で質問を終了いたします。大変ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で延山宗一君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時40分より再開いたします。

休 憩 （午後 2時30分）

再 開 （午後 2時40分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、今村好市君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[2番（今村好市君）登壇]

今村好市君。

○2番（今村好市君） 最後の質問になりました。

今回、3月に提案される予定であります板倉町の予算、その前段で、前からいろんな議論が出ております議会と町執行部の二元代表制の中で、お互いが町民の代表としてまちづくりに参画をしているという意識を持って、緊張ある議論ができればいいなと思っております。いずれにいたしましても、厳しい財政状況の中で、少しでも町民のためになる予算をどう編成をしていくかというのが町執行部の大きな力であり、また権限であると思いますが、その予算編成の前段で、町民からいろんな要望等も出ていると思っておりますので、そういうものをどう議論をして、どう予算に反映をしていくかということが大事なことだと思っております。特に今回の質問につきましては、町長と企画財政課長が中心になると思っておりますが、予算編成については町全体で関係各課がそれぞれに知恵を絞って編成作業をやっていると思っております。

そういう中で、最初に中里課長に聞きますが、今、板倉町の予算編成の作業日程の中で、現時点でどの辺まで予算編成作業が進んでいるのか、これをお聞きをしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

この来年度の当初予算編成の作業スケジュールとしますと、11月に入りまして各課から当初予算の要求を上げさせてきております。先週の金曜日をもちまして財政係のいわゆる査定、ヒアリング、これは一通り完了しております。ただ、まだ歳出予算の要求額のほうが歳入見込みを上回っているという状況の中で、これまで見直しをできるものについては見直しをしていただいているという状況でございます。19日から町長ヒアリングに入る予定でございます。一応予備費も含めまして、来月中旬には全ての作業を完了させるという計画でありますが、昨日の補正予算の質問でもお答えしましたとおり、現在国政選挙の真っ最中でございます。選挙結果によって、今日青木議員からも話がありましたが、何か政権が交代するのではないかとい

うようなお話もありますので、地方財政計画がどの時点で明確に示されてくるのか、この辺が現在不透明でございます。そういったことで、最終的に予算が固まるのは、例年であれば2月の第1週ぐらいには固まるとは思っておりますが、その辺が若干おくれる可能性もあるというような状況で現在推移している状況でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） では、現時点では各課から予算要求が出てきて、係長レベルのヒアリングが、企画財政課のヒアリングが一応終わっているという状況で、今後本格的な町長ヒアリングも含めて予算編成作業に入っていくと、そういう時期と理解してよろしいですね。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） そのようにご理解いただいて結構でございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） それでは、課長、先ほど地方財政計画がまだ国のほうから示されていないということなのですが、これはやはりいつごろ地方財政計画、国が示すのですか。選挙終わらないと全然出てこないのですか。そうすると、各市町村、各地方自治体は、地方財政計画、国の地方財政計画を逸脱して予算編成というのはなかなか難しいと思うのですよ。それが出てこないのに、どうして今後作業を具体的に進めていくのですか。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えをいたします。

現政権下では、一応見込み予定ということでは、1度概略が示されてきておりました。それを見ますと、若干交付税の総枠は削られるような、若干です。それと併せて臨時財政対策債の発行可能額も若干増えるというような内容で示されてきております。ただ、その後の新聞報道等によりますと、国家公務員の給与7.8%の削減、これがあるということで、地方にもそれをやってくれというような、そんな話も報道の中では出てきておまして、財務省はそれに伴います費用の軽減という中では、交付税を減額するというような、そんな動向も出てきておりました。総務大臣は何か反対を示していたということも聞いておりますが、そういったところがこれまでの状況でございます。今後政権が代わったときに、これまで概略で示されたものが大幅に変わるのかどうか、そこがちょっと読めないところでございまして、過日の新聞報道におきまして、各地方公共団体においては、交付税、それから臨時財政対策債等の実質的なその動向が不透明であるということで、非常に予算編成が困難というか、明確に進められないというような、そんな記事も出ておまして、まさに板倉もそんな状況にあると認識しております。しかしながら、何もしないわけにはいかないというのは当然のことということでご理解いただけたらと思います。とりあえずこれまでのいわゆる地方交付税の実績、それから臨時財政対策債の発行限度額の推移、そういったものを見まして、これまでの国から示された概略をもとに、現在歳入等も見込みながら編成に当たっているということでございますので、考えられるのには、1つは交付税の増減、それから臨時財政対策債の発行可能額の増減によって、例えば基金繰入額で調

整るとか、そういったことが生じてくるかなと考えておるところでございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） もうちょっとわかりやすくやってもらえれば、短くやってもらえれば時間配分がいいのですけれども、わかりました。とりあえず現政権下で何らかの地方財政計画が出ているということなのですが、当然交付税が減ってくれば臨時対策債については借金は認めてやるよという話になると思うので、そうではないと地方自治体、なかなか難しくなってしまうので、その辺は厳しく地方交付税を見ながら、歳入欠陥を起こさないような形で現時点では予算編成を進めるということは賢明だと思います。

そういう中で、事務的なことは別にいたしまして、本町の予算編成に当たって、町長の基本的な考え方を箇条書きで3つぐらい、これとこれとこれはぜひやってみたいというものがありましたらお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 箇条書きだといっぱい書き出してあるのですが、さっき言ったように、思いつきで言えば、例えば雷電神社関係の集中的な整備とか、あるいは八間樋等についても、町の予算も当然必要ですから、そういったハード的な面と、あとはソフト的な面で先ほども秋山議員さんから質問が出ましたですね。ほかの町よりも優先して福祉的な、あるいは優先すべきそういうソフト事業もあるとしても、逆に言うと最優先でやるべきものは、ほかの町よりも劣らないことというような考え方のもとに、そういう意味では福祉政策あるいは環境面でも大ざっぱでそれでいいとすれば、そういった形で幾つか10項目ぐらい挙げて事務局に要望はしております。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） ありがとうございます。ハード面とソフト面を両立させて25年度の予算編成については取り組むという考え方でよろしいですね。はい。

続きまして、項目2番目なのですが、当然予算を編成するということは、過去の実績、いわゆる決算をしっかり分析して予算を立てていくというのが、これが賢明だと私思うので、過去5年間の、平成19年度、いわゆる町長が針ヶ谷町政から栗原町政にかわる前と、その後も含めてですが、5年間の決算状況、これについてお尋ねをしていきたいと思っております。額については、もし額で答弁されるようでしたら、1,000万単位で切ってしまうと結構ですので、何十何億何千万という概算で結構でございます。

まず、歳入総額はどうなっているのか。5年間の推移です。あと、歳出総額、それと実質収支額、これについてはどういう状況か、とりあえずお答えいただきたい。

それと、歳入については、町税がこの5年間どういう推移をしてきたのか。

また、地方譲与税、地方交付税がどういう形で推移してきたのか。

また、国・県の交付金、これは補助事業等やらない年とやった年においては大きな差が出てくると思いますが、この辺は余り参考になりませんが、一応どんな状況だったのか。

それと、繰入金、繰越金、それと町債、いわゆる借金の返済の部分、こういうものが、町債については借金ですね。借入金、歳入としてどういう推移を5年間たどってきたのか。

また、歳出については、義務的経費、特に義務的経費の中で人件費、特に臨時職員を含む人件費はどういう推移をたどってきたのか。

それと、公債費、いわゆる借金の返済、これはどういうことに、どういう推移となってきたのか。

それと、投資的経費、いわゆる先ほどのハード事業等に使う投資的経費については、どういう推移をたどってきたのか。わかりやすく、簡単に、こんなことですよということで答弁いただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えしますが、ご質問の項目が多いものですから、順番どおりにお答えが沿えるかどうか申しわけありませんが、前後するかもしれませんので、お許しいただきたいと思います。

まず、各年度の歳入総額と歳出総額、それから実質収支、そういったものを申し上げます。19年度が歳入59億3,000万、歳出が53億6,000万、実質収支が4億300万円でございます。このときの積立基金残高が31億1,000万、地方債現在高が49億円でございます。それから、町税の収入が19億4,000万円、それから実質的な地方交付税、これは交付税、普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債、合計でございますが、17億1,000万円、公債費が7億4,800万円、それから20年度でございます。歳入総額57億6,000万円、歳出総額が52億9,000万円、実質収支が3億9,600万円、それから基金の残高が30億4,000万円、地方債現在高が44億7,000万円、それから町税の収入が20億4,000万円、実質的な地方交付税が16億4,700万円、公債費が7億3,200万円、21年度が歳入総額63億3,000万円、歳出総額が57億2,000万円、実質収支5億8,900万円、基金の残高が28億3,000万円、地方債現在高41億5,000万円、税込、町税でございますが、おおむね19億6,000万円でございます。それから、実質的な地方交付税が17億5,900万円、公債費が7億2,700万円でございます。

次に、22年度でございますが、歳入総額67億800万円、歳出総額が58億2,000万円、実質収支が7億9,300万円、基金の残高が29億3,000万円、地方債現在高が39億5,000万円、町税の収入が19億6,000万円、実質的な地方交付税20億3,000万円、公債費が7億1,000万円、23年度になりますが、これ最終でございますが、67億1,000万円が歳入総額、歳出総額が60億1,000万円、実質収支額が6億6,900万円、積立金の残高が33億5,700万円、地方債現在高が40億3,800万円、町税が収入で19億3,000万円、それと実質的な地方交付税19億2,300万円、公債費が6億2,700万円というような状況でございます。

それでよろしかったかと思いますが、もし不足がございましたら、追加で申しつけいただければと思います。

以上です。

○2番（今村好市君） 歳出。

○企画財政課長（中里重義君） 歳出については、それぞれの年度申し上げたつもりですけども。

○2番（今村好市君） 人件費と公債費。

○企画財政課長（中里重義君） 公債費ですね。公債費は今申し上げたとおりですね。

○2番（今村好市君） はい。

○企画財政課長（中里重義君） 人件費につきましては、19年度が11億6,000万円、20年度が11億1,000万円ですね。それから、21年度が11億3,000万円、22年度が11億円、23年度が11億4,000万円。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） そうしますと、民間ではないので、地方自治体でありますから、そんなに財政の圧

迫だとか、景気が少し悪くなったからかなり落ち込んだという、そういう状況ではありませんよね。そういうことで、特に次の質問の中で、行財政改革について聞きたいと思いますが、私の記憶では平成5年に町の10年間、将来の財政推計をしっかりとやった時期がございます。それで考えますと、平成17年がいわゆる借金、起債のピークであるということで、それ以降については通常の行政運営をしていけば、起債はどんどん、どんどん減っていく。起債が減っていく、借金が減っていくということは、通常の仕事をやっていけば貯金が増えていくということになると思いますので、ちょっと調べた結果によっては、平成17年が借入金57億円、18年が53億円、19年が49億円、20年が44億円、21年が41億円、22年が39億円ということで、4億、4億、5億、3億、2億という形で、平成17年から借金については減ってきております。その分恐らく町長がマニフェスト、公約にもありますが、貯金が増えているという経過かなと思います。これは前の町政の時代にしっかりと財政推計をやった、そのとおりになっているのかなと思います。

そういうことで、今後やはり財政推計を町は町なりにしっかりと推計をして、いろんな事業に取り組むことも大事だと思いますので、その辺についてどう考えているのかをお願いをしたいと思います。企画財政課長。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、確かにその以前の財政推計のとおりでほぼ推移してきているかなと。ピークがこれは参考に申し上げますが、起債償還のピークが平成16年度にありまして、このときが8億3,200万円ばかりの償還をしております。それから、年度ごとに減少してきております。ちなみに今年度の予定を申し上げますと4億8,700万円の償還ということでございますから、それなりに減少してきています。これについては、その当時の財政推計に基づくいわゆる事業の執行、こういったものに関しまして、極力いわゆる起債を抑制してきていたということが一つのあらわれかなと思っております。

それに伴いまして、議員がおっしゃるとおり、基金の積立残高が増加をしてきているという状況もありますが、やはりこれにつきましては、年度ごとに乱高下がございます。先ほど申し上げましたとおりであります。例えば20年度に比べますと21年度は減少したと。これはこの年だけであります。22年度は若干増加をして、23年度も増加をしたということでございます。

こういった中で、今後の展望ということでございますが、現在庁舎の建設等も進めようということで作業を進めておりますが、来るべきときにはそれ相当の財源が当然必要になるということでございますし、それと今後の起債償還のピークは過ぎまして、いわゆる普通債の残高は、きのうの補正予算書の最終ページにもあったとおりでありまして、11億8,000万円程度まで減少してきているわけでございます。そういった中で、普通債に関しては、非常に好転をしてきたかなという状況がございますが、その反面、臨時財政対策債が増加しております。今年度末の見込みが26億1,000万円という状況になるのかなということでありまして、幾ら交付税措置がされるとはいつても、やはりこれは借金であって、返さなければいけないということでございますから、しばらくは気の抜けない財政運営をやっていく必要があるだろうと考えております。しいまして、今後も極力大きな投資については、控えられるものは控えていって、必要なものを拾っていくというようなことで臨んでいくことが財政運営を円滑に運べることにつながるのかなと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 私が聞いたのは、財政推計をきちんとやるかやらないかということを知っているの
で、中期の事業推進計画はできたのですけれども、あれを遂行するにおいても、最低でも8年間の財政推計
というのをやはりやっておくべきだと思うのですよ。それを聞いているのですよ。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） ちょっと私が聞き間違ひまして、これはもう今回のこの中期事業推進計画
を策定するのと併せまして、8年間の一応推計はしております。その推計のもとに各年度ごとの実施計画の
積み上げが、いわゆる歳入見込みを上回らないような範囲で実施計画を策定しているという状況でございま
して、これは推計でありますから、今後推計どおりに推移するかどうかは、また不明なところもあります。
したがひまして、今後の国の財政計画等を鑑みながら当然見直しをしていくということで考えておりますの
で、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 歳出は実施計画には載っているのですけれども、歳入の計画は載っていないよね。
載っていますかね、私なんかにもらった資料は。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） ご指摘のとおり、実施計画は議員皆様にお配りしましたけれども、歳入の
部分については、資料としては添付しておりませんでしたので、今後お配りするように考えていきたいと思
ひます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 財政運営というのは、やはり歳入があつて、歳出がある。よく栗原町長が議員時代
に「入るをはかりて出ざるを制す」と、こういう形で何回か質問をされていたのを私は記憶しているのです
が、やはり歳出の計画だけいただいても、果たしてこれがちゃんと事業化できるのかどうかという、いわゆ
る歳入の裏づけがなくては、やはり町民にだつて納得して、町がこんな方向になるよという安心感はないと
思ひますので、ぜひそういうその推計をしているのであれば、ちゃんとわかりやすい予算書も毎戸に配つて
いるわけですから、そういうもの、基本的なものをきちんと出すべきだと私は思ひますが、今後よろしく
お願いをいたします。

次に、行財政改革の推進方策。これはどこの自治体も口を開けば「行財政改革」というのをうたつており
ますが、では当板倉町で24年度に実際に実施をした行財政改革、主なものを何点かお願いいたします。

それと、25年度に行財政改革がもし考えられているとすれば、具体的にどういふことをやっていくのか。
これは町長でも企画財政課長でも結構ですからお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 今年度で行政改革ということで事業の見直しをしたものについて申し上げ
ますと、23年度のいわゆる行政評価に基づきまして廃止をしたものが、余り大きいということはいへないの

ですが、教育委員会事務局が所管しますスキー教室とか、あるいは群馬県トライアロン大会への協賛とか、そういったものについては廃止させていただいたと。それから、事業仕分けの関係につきましても、23年度で10事業仕分けをしたわけですが、この中では改善ということで、わかりやすい予算書の少しくり方を変えたりとか、L GWANのネットワーク関係をどうするかとか、そういったものの費用負担、その見直し等を行ってきております。大きく予算的に減額ができたというところには至っていないかと思いますが、少しずつかもしれませんけれども、そういった形でやってきておると。

それと、25年度におきましては、今年度の事務事業評価の結果を受けまして、やはり事業の縮小とか、廃止、そういった見直しの中で予算の極力縮減を図るということで現在取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 项目的に述べたのは、今、課長のとおりだと思うのですが、事業費の事務方を見積もり等については非常に厳しく徹底してやらせていただいております。例えば既に終わったことでありますが、入札の関係で、西小のそばにある資料館、あれの解体などは担当見積もり800万円なのです。こんなにかかるはずはないではないかというようなことも含め、落札価格はたしか行政としてはとんでもない数字にしてあるとか、今回の遊水地内のグラウンドの整備等についても、設計価格等々含めて、今までのいわゆる公務員の体質で設計をして、こんな高いのはあり得ないということを含め、非常にそういう面で一つ一つの事業の設計価格に対して、こちらの予定価格も含め、建て値そのものを根本から疑い、そうすると余り疑い過ぎると業者さんどうしようもなくなってしまうのですけれども、ということも含め、そういう意味で、これをやった、あれをやったということは、先ほど例を挙げたものかもしれませんが、そういう面については厳しく私自身が納得する範囲内まで私も判こを押さないということを常に繰り返しております、そういう意味ではわけのわからない町長だときっと担当とすると思う場合もままあります。ということで、そういう意味ではそれなりにできるだけの範囲はやってきているということでもあります。

加えて、先ほど前町長さんがという話をしましたが、私自身は「入るをはかりて出ざるを制す」という言葉を前町長が頻繁に使った関係上、入るをはかるといのは非常に難しいことですよということで、出ざるをどういうふうに制していくかということについての強い質問を何回か繰り返したつもりでございまして、記憶の相違がどちらかにあるかとも思いますが、それはそれで一応せつかくの機会ですから、反論をさせていただきます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 私も次の質問で町長に聞こうかなと思ったのですが、やはり地方、こういう財政は先ほど話があった入るをはかるとい、非常に難しいですよ。だから出るものを抑制するということをやったり主眼に置かなくてはならないと思います。そういうことで4年間栗原町政は、入るについては、工業団地の誘致だとか、いろんなことをやってきたにしても、そんなに先ほどその財政推計を見ても、過去の決算状況を見ても、そんなに歳入が急激に多くなったということはなかなかないと思うので、この出るところを、増をやはり抑えていくかということで、今ありましたとおり、全ての事務事業に対してもう一度その厳しい

目で、1円でも町民の税金ですから安く仕事ができるようにと、これは執行者の当然の話でありますので、これは必要だと思っております。

そういう中で、やはり私が思うのは、出ることを抑制するというのは、一番簡単なのは人件費なのですよ。どこでもやっていますけれども。町長みずからいわゆる特別職3割、2割カット。針ヶ谷さんの時代からずっとやってきております、割合は違うにしても。そういう中で、先ほど人件費だけを聞いてみたら、11億前後で変わっていないのですよね。この辺はどういうことなのかよくわかりませんが、私はやはり出ることを抑えるということが大事だと思っておりますので、できれば町民の暮らしも4年前と比べてよくなったということには全く考えられませんので、町長のそのマニフェストの中にも、現実を直視して生活を重視すると、町民の利益を第一に考えますよということを考えると、今後も引き続き特別職については2人体制でしっかり職員と協力し合って、町民も容易ではない思いしているわけですから、ぜひ今体制で行政運営をやっていただければ非常に町民からもより一層信頼が出るのかなと。

4年間町長は行政担当して、一般質問で答えてありますが、公約の90%を消化したということは、恐らくそんなに自治体としてはないような異例の公約達成率だと私は思いますよ。民主党だって30%いくかいかないかの話でしょう。そういう中で公約のレベルの高さ、低さは別にしても、町民と約束したことを90%消化するというのは、これは大したことだと私は思いますので、ぜひ引き続き管理職についてもしっかりと特別職と一緒に4年間行政運営をやってもらえれば、これが最大の行財政改革につながると思いますので、ぜひお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 町民のために身を削りながら、もちろん就任早々から私が3割カットしているのだから、1割ぐらい個人の給料とか、そういう意味ではないですよ。総合的な人件費を1割ぐらいカットすれば、10億円で1億円出るのですから、ということで指導してまいりましたが、私自身もなぜ出ないのかと厳しく結構言っていて、それはもしかすると年々いわゆる細部に対する町民の要望に応えるために、臨時職員も、決して減っていないわけで、実質臨時職員が70名先いるわけですよ。これから先の役場の採用計画等も見ますと、やはりその割に減らす計画ではないのですね。だから、これをどういうふうに、例えば今年も既に2名ぐらい町長足りないですよと、だけれども、足りないと言ったって、そんなこと言っていたのでは計画は執行できないということで、非常に人件費についての節約というのは難しさも感じておりますが、ここ1期4年間で私の性格もわかっているでしょうから、できるだけのことをだんだんやってくれるだろうということを1つは期待をしますし、そういう意味で国家公務員の給料が2年間であっても7.8%ということで、そういった形の流れの中で、本来であればやはり役場の職員とて、本当はいち早くこれこそいわゆる右へ倣えをすることのほうが信頼性としては高く、だから目先の損得よりも信頼される職員になることが望ましいのではないかというような、それも指導はしておりますが、職員は職員として組合の考え方もあるでしょうし、難しさはあると思っておりますが、いずれ周りの環境が備われば、聖域とされているところでも、これは当然踏み込まなくてはならぬだろうとも思っております。

それから、管理職というか、特別職ということを書いてくれたのかな。

○2番（今村好市君） 2人体制と。

○町長（栗原 実君） 私は、要するに今までも1人でやってまいりましたから、教育長は別として。それでもよろしいかなとも思っております。しかし、逆に言うと、周りが1人というのではやはり大変であろうということも含め、初めから、私自身が就任したときから1人でやるという公約は一切掲げておりません。事情によって副町長ができなかつただけでありまして、今般の郡内の状況等も踏まえて考えるときに、できれば私も4年間で休んだ日は1日程度きりほとんどありませんで、それはそれで覚悟してかかっているわけですから、決してそういう意味ではやぶさかではありませんが、できれば副町長的な者は置ければ置きたいという基本的な考え方は4年前と変わっておりません。今回状況が変われば、というのは周りの状況ですよ。私の考えは変わっておりませんから、周りの許していただける状況が来れば、ほかの町全て副町長も置いて万全の構えを呈しているわけですから、1人でもできないことはないという考え方は持っておりますが、ただ逆に2人置くと、今度は司令塔が、必ず相談しなくてはなりませんから、1人のほうが独裁的になりますからやりいいところはあります。ただ、そういうことで、副町長等については、これから一定の期間の中でできれば置きたいという考え方を明言させていただいております。

それとこれ、そのいわゆる人件費レベルの、私自身の特別職としての人件費レベルのものはたかが知れていると思っておりますので、必要なところへは必要な人材は置くつもりでございます。ただ、それを議会さんも含めお許しいただけるかどうかという問題になるかもしれません。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） その辺については、町民感情もしくはその町の重点事業、プロジェクト、そういうものを勘案しながら、必要がどうしてもあるということになれば、それは議論の対象になるかなと私は考えます。以上です。

続きまして、第1次中期事業推進計画と25年度の予算編成の関係なのですが、先ほど中里課長からちょっと触れましたが、これは24年度がスタートでありまして、まだ24年度途中の状況でございます。簡単に24年度の予算の中に、この町がつくった第1次中期事業推進計画の事業数と予算額だけで結構ですから、お願いいたします。

それと、今考えている時点で、25年度については、この実施計画の中でどれぐらいの事業に取り組んで、どれぐらいの予算ボリュームになるのか。これは議会で議決した町の最高計画書でありますので、できるだけこれについては忠実に予算化していくことが大事だと思いますので、その辺よろしくご答弁をお願いします。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 24年度につきましては、当初策定をしました実施計画のあの計画数で推移してきております。25年度につきましては、当然その後の見直し等で新規の事業等が出てきておりまして、まだその新規の事業も見直しで出てきておりますが、これについて次年度のいわゆる実施計画として最終的な位置づけをするかどうか、これはまだ現時点では確定していないものもございます。そういったことでもありますので、お尋ねの総件数、それから総事業費については、まだ申し上げられる段階には至っていないという状況でございますので、今日のところはご容赦をいただければと思っております。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） できるだけ忠実に実施計画に基づいて各課から予算も出てきていると思いますが、どちらを優先するのか、その辺は査定の段階でしっかりと見きわめて予算化していただければありがたいと思います。

次に、事務事業の評価と事業仕分けについては、先ほど中里課長から一部予算から外しますよと、もうこれは事業の役割を果たしたということで、予算から落としているという話がありましたので、結構です。

次に、陳情、要望、地区別行政懇談会等の町民からの要望事業をどういう形で事業化していくかどうかと、これについてお尋ねをしたいと思います。住民からの住民の権利、国民の権利である陳情・請願、これはどこの市町村においても、身近な道路等が非常に多いのかなと思います。当町におきましても、町道においてはまだ陳情された道路の未整備、未着手の道路が75路線、農道については38路線残っていると。その後陳情が何件か出てきていると思いますが、そういう陳情された道路等について、どういう形で毎年予算化をし、優先順位をつけて事業化をしていくか。一度にできればこれにこしたことはないのですが、そんな財政が許せるわけではありませんので、毎年10路線なり、栗原町長になってから路線数が増えておりますが、そういう優先順位の決定の仕方、これは前に質問してありますが、都市建設課長事務局レベルでは、10項目、いわゆる重要性だとか、そこの道路に家が何軒ぐらい張りついているとか、地権者の状況だとか、さまざまな状況を10の項目で点数制できちんと評価して、順位を定めて事業化しているという話を聞きました。これらについては、いずれやはり透明性、公平性も含めて公表していただければありがたいと思います。75路線全部の路線を評価してあるのか、今年、来年、二、三年分ぐらいを評価しているのか、その辺はわかりませんが、ぜひこれについては公平な立場で道路事業を優先させる、決定をするという段階においては、町民も区長さんも含めて大きな期待をしておりますので、誰が見ても「ああ、なるほどな」というような決定の仕方がいいのではないかと思いますので、ぜひお願いいたします。

それと、農道については、今年度予算から小規模土地改良事業の採択にならないものは事業化しないという話がありましたが、これはやはり問題があるのではないかと。今まで陳情をして農道を整備してくださいよというものが、先ほど話をしました38路線あります。この中で県の採択、いわゆる小規模土地改良事業として県の補助金を入れてやれる事業については、私は38件のうち半分もないと思います。それ、では農道についてはもうやらないのかと、せっかく陳情してお願いをしたのに、もう1本もやってもらえないのか。これはやはりまずいのではないかと。だから、採択をして、できるだけ町の財政をお金を使わずに県の補助金で道路を整備しましょうと、これは結構な話ですが、それに乗らないものも絶対あるのですよ。だから、農道についても1本でも2本でも町単独でやっていかないと、これは町民の要望が期待が町にやってもらえないということになってしまいますので、ぜひこの辺については25年度予算について見直しをして、ぜひ取り入れてもらう方向でお願いができないかどうか、これについては町長、どういう見解かお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 公平であるべきであるということで、それについては例えばこの道をなぜ先やったとか、後にやったとかというのであればご質問いただければ、論理的にしっかりと説明はできるといつもりで進めております。

それから、公表の問題というのは非常に難しさもあろうかと思っております。これは検討をしたいと思

っておりますが、その難しさについて議論をすると非常におのおのの立場の違いもあるかもしれません。

それから、もともとが町道も農道も基本的には町の道路という考え方をとっております。私自身がその農道を小規模土地改良だけで対応すべきと言ったことは一回もございません。いわゆるここは小規模土地改良を使ってやっていただいたほうが総合的にはよろしいのではないかとか、そういうアドバイスを課長から逆に私が受けていますよ、そういうやりとりは過去にあります。いずれにしても、農道は全くやらないということも言っていませんし、今年もやっています。ついまだ四、五日前ですが、南地区なども全部現場へ行って見てきておまして、それをさっき言った基本的には町の10なら10の一応あると、そういう中でではこれとこれは同じだけれども、今年はこちらを優先するかということのいわゆる最後の詰めの協議に私の判断が入る場合もあります。したがって、何ら今までと私自身も担当課も変わらないと思っております。その町道の舗装の順番とか、改良の順番は。やるべき順序があっても、いざ入ってみると、相続の問題が、寄附すると言っているながら、海老瀬の一件なども、全部同意をして寄附をしますという状況だけれども、入って見たら相続ができないという状況もあって、ただ、それを一々公表を我々もできない場合もあるのですよ、その当事者のプライバシーとか。そういうこともありまして、先ほど言ったように公表すべきかどうかというのは、非常に難しい問題も絡むということで、単なる議会が採択したから、その順番でやるというわけにもいきませんし、議会でもいろんな採択の仕方もあります。もっと極論を言えば、これは怒られてしまうかもしれませんから、失言の範囲か踏み込み過ぎということでお許しをいただきたいのですが、議会とて果たして公正に順番をつけているのかどうかともわからないような、私の立場からしますと。貸し借りみたいにお互いこれが俺のほうが出ているからおまえのほうも認めてくれよみたいな形でこれらは上がってきたのかなと、あるいはつい過去の私が議員で在職してきた時代には、そういったやりとりも現実に建設委員の中でありまして、「ここ俺が出すから、これ了解してくれ。そのかわりそっちも認めてやるから」とか、ですから、議会の出してきた順番もランクづけも参考にももちろんしていただきますし、そして先ほど言った町のランクづけも幾つかの項目にはめて慎重に検討し、でも、最後は誰が決めるかといえば私の名前で私が決めさせていただくという形は事実でございますので、そういう余り変わっていないと思っております、今までと。ただ、変わっているのは、今までよりも1年間陳情が多いのであるから、要望が多いのであるから、そこには重点的に予算をつけるということで3倍つけているだけでありまして、これもう20年も前から予算つけていれば、今ごろはこんなものはなくなっているはずでございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 時間がないので、次に移ります。

議会ですつといろんな議員さんから提言、提案等が毎年ありますが、そういうものをできるものとできないもの当然あると思いますので、そういう提案されたものを内部でどういう形で議論、検討をして、これは予算にのせるべきもの、これは金がかからないけれども、事業化しましょうと、こういうものについては、課長会議で議論されているのか、担当課だけで議論されているのか、その辺も含めて、その議会で、公の場所できちんと提案されたものを執行側としてどう受けとめて、どういう対応しているのか、これについて企画調整担当している企画財政課長にお願いいたします。

〔その前にちょっと……〕と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 大前提でこういう話はさせていただいております。

議会から要望が出てきます。議会という形と議員さんという形、例えばこういう質問でございますね。

○2番（今村好市君） はい。

○町長（栗原 実君） 極論言うと、今村さんがこうすべきと言っても、大半の皆さんが同意ができるのかどうかということも判断をします。それは個人の意見であるのかな、あるいは果たして12人の議員さんで今村議員さんの言っていることのこの部分は、もしかしたら賛成多くはないのかどうかとか、その区分けはします。少なくとも過半数の議員の皆さんの同意が得られるのだろうかと、当たり前の話だよなど、こちらはそういったことも踏まえて、それを大前提の上に次の話を続けさせます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 今、町長が答弁した続きということになりますけれども、議会から要望が出たときに今、町長が申し上げたとおりの一つの判断をさせてもらうというのが前提になろうかと思いますが、事業化をする、あるいは予算措置をするといった場合には、当然私のところ、企画財政課の企画調整係が複数回にまたがるもの等については、当然調整をするという役割を担っております。そういったことで、相当のものが1つの課では完結できないものもあるというのが現状でありますから、当然庁内の調整会議を開いて、対応については検討をしていると、物によっては課長会議で諮るものもございますが、一義的には調整会議で検討をするという形が主な対応ということになろうかと思っています。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 議員個人と言いますが、議員もそれぞれの選挙で上がってきておりますので、全く個人の意見は聞かないという話ではないということで理解してよろしいですね。はい。では、それと、まあいいですよ、いいですよ。

次に……

○町長（栗原 実君） ランクつけるというような、前に今村さんのほうが。議長、許可してくださいよ。誤解があってはしょうがないから。許可しませんか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 例えば率直にほら、応対していますからね。今村さんの例をとりますが、例えば議会がランクをつけないで、例えば過去にそういう話がありましたよね。

○2番（今村好市君） はい、ありました。

○町長（栗原 実君） 町民の第三者を選んでランクをつけるべきだという今村さんの意見に対しては、反対の方も議員の中に相当数おられますし、そういう意味で言っております。

○2番（今村好市君） はい、わかりました。

○町長（栗原 実君） 誤解しないでください。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 今、議会改革で、議会として事業評価なり、町民からの要望については、議会の総

意としてこれからは出ていく可能性がありますので、ぜひそれについてはしっかり紳士的に検討して、できるものは積極的に事業化していくと。議会もそういうことで町民から信託を受けていますので、そういう方向に動いていくと私は思いますので、ぜひお願いします。

それと、最後ですが、ちょっと時間厳しいのですが、25年度の予算の中で新規事業もしくは重点事業について簡単に結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

25年度の新規、重点事業を申し上げますと、354号バイパス延伸整備に要する予算と、これはご承知のとおりわずかでございますが、加須市、それから板倉町の協議会による群馬県、埼玉県への要望活動等に関する予算ということでございます。

それから、八間樋の整備に要する予算、これは町道事業として交付金事業でやっておりますが、これについてはもう優先的に継続してつけると、それから生活圏道路に関する予算、これにつきましても、これまで同等の予算措置をするということで考えております。

それから、企業誘致、商業施設誘致の促進に要する予算、これはニュータウン内の企業、商業施設の誘致に絡むものでございます。

それから、庁舎建設準備に要する予算でございます。これも次年度どのような進展が必要になるかということもございまして、この辺も柔軟に対応できるような予算を措置をするということで考えております。

それから、新エネルギー促進に要する予算ということで、これは主に太陽光発電の設置の補助事業に要する予算でございます。

それから、防災力強化に要する予算ということで、備蓄品の追加購入とか、そういった防災関係に要する予算でございます。

それから、心と体の健康増進に要する予算ということで、これについてはスポーツの大会とか、そういったものに係る部分もございまして、そういった予算を上げております。

それから、市町村の合併に要する予算ということでは、調査に要する高速道路の使用料とか、そういった職員が調査とかで移動する場合に係る予算、これもわずかでございますが、措置をしていると。

それと、屋内スポーツ施設整備の調査に要する予算ということで、これは新規でございます。

それから、平地観光等活性化に要する予算ということで、これは今日の荒井議員の質問にもありました雷電神社関係参道ですか、雷電神社参道、町道の整備に要する予算措置ということでございます。

それから、児童福祉施設整備の調査研究に要する予算、これは秋山議員の一般質問にもございましたが、当然そういったものに関しての調査も必要になるわけでございますので、これは今年度に引き続いて2年目の予算措置ということでございます。

それから、最後になりますが、利根渡良瀬架橋の調査研究に要する予算、これは現在の館林、佐野、羽生、明和、板倉の組織する架橋の促進協議会とは別途に、加須、それから板倉、栃木市の2市1町による渡良瀬利根の架橋の可能性についての調査の研究に係る予算と、これもわずかな金額になろうかと思いますが、一応今申し上げたようなものが重点並びに新規の予算措置ということでございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。時間が来ておりますので。

○2番（今村好市君） どうもありがとうございました。いずれにしても、予算は歳入が厳しい中で、効果をできるだけ上げるということで、創意工夫をしてぜひ予算編成に当たっていただき、3月の定例会については予算提案をしっかりとしていただきたい。

その中で、1つだけ提案しておきたいのは、国がこれから政権が交代をしたり、または変わっていく可能性があるのですが、公共投資をされたさまざまな建物、公共施設、そういうものが非常に古くなってきていることでもありますので、板倉町においても事故等が起きないように形で再点検をしていただき、場合によっては国の方針がそういう方向になれば、いち早く対応していくことが大事なことだと思います。

それと、もう一点については、せっかく議会で議決された予算を繰り越しをしないように、なるべく1年間でこれだけの仕事をやりますよというしっかりした精査をして予算は組み立てられていると思いますので、特に町単独事業を次年度に、今年度できなかつたから繰り越しますよと、できるだけこういうものは予算編成の時点でしっかりやっていただきたいと要望いたしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 以上で今村好市君の一般質問が終了しました。

以上で一般質問の全部が終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 明日の13日は総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会を開催します。

14日と15日及び16日は休会とし、17日の最終日は午後1時30分から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 3時46分）